

「公的統計市場に関する年次レポート 2024」

～社会に生きる公的統計の共創をめざして～

2025年5月

JMRA 一般社団法人
日本マーケティング・リサーチ協会
公的統計基盤整備委員会

はじめに

本委員会の目的は、公的統計市場の動向を的確に捉え、民間活用の実態と官民双方の要求を明らかにすることにある。その情報をもとに、官民の相互理解に資する活動を行うことを目指している。公的統計が抱える諸問題に対し、当委員会は統計の質の継続的な確保と公的統計市場の発展に繋がる活動に取り組んできた。これらの活動を通じて、さらなる公的統計市場の拡大と、民間事業者にとって魅力的な市場の形成に貢献していく所存である。

専門的な見地から具体的な課題に対する研究や検討を行うため、本年度も市場動向分析小委員会、ガイドライン推進小委員会、事業推進小委員会の3つの小委員会を設置し、活動を展開した。

統計精度の向上に資する活動として、公的統計のガイドライン等の要求事項の理解を深め、正確な統計データを提供するために必要な各種提案を行った。具体的には、調査インフラや府省調達に関する会員社調査を実施し、府省統計部局との統計精度向上に向けた意見交換を行った。また、会員社調査等を基に民間委託の課題を再整理して改善提案を検討し、府省入札担当部局との意見交換も実施した。

公的統計の受け皿拡大に資する活動においては、公的統計市場の魅力や参入希望を高めるための情報提供、仕様書・要項等の理解促進に繋がる情報提供、ISO 20252（JIS Y 20252）の取得促進に繋がる活動を行った。具体的には、公的統計調査（統計データ加工・集計を含む）における民間事業者の受託状況把握、会員社向けの統計調査入札資格等関連情報の整理と相談窓口の設置、ガイドラインおよびこれまでの改善提案内容等に沿った仕様書記述の確認、そして中長期事業計画の推進を実施した。

統計人材の育成に資する活動では、統計人材の育成に関するあり方の検討、官民人事交流に関する取り組みの検討を行った。主催講演の企画・開催や、官民相互のメリットに繋がる交流事業の検討も実施した。

本年度も、関係各府省や有識者の方々に講演を依頼し、意見交換を行った。また、各府省等の要請により委員会等の会議に出席し、民間事業者の立場から意見表明を行った。これは、本委員会の活動が公的統計に関わる諸機関に認知され、評価された結果であると考える。

このような評価を得るに至った活動を支えていただいた関係各府省・諸団体および有識者の皆様に、深甚なる謝意を表するとともに、次年度以降も変わらぬご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げる。

本協会事務局長として、本委員会活動に多大な尽力をいただいた小林恵一氏が本年度をもって退任し、来年度より和田雅直氏に交代する。ここに小林氏に対して、委員会としての謝意を記す。

2025年5月

公的統計基盤整備委員会
委員長 中山 厚穂

目 次

(頁)

はじめに

第1章 公的統計基盤整備委員会の概要	3
1.1 委員会設立の経緯と目的及び沿革	3
1.1.1 委員会設立の経緯	3
1.1.2 委員会設立の目的	3
1.1.3 委員会の沿革	3
1.2 委員会の運営体制及び委員構成	4
1.2.1 委員会の運営体制	4
1.2.2 参加企業及び委員	5
1.3 これまでの主催講演会の実施状況について	6
1.3.1 実施状況	6
1.3.2 テーマごとの主な講演内容	7
1.3.3 今後主催講演で取り組むテーマ・方向性	10
第2章 委員会の活動報告(全体)	13
2.1 府省との意見交換	13
2.1.1 関係各府省等への表敬訪問	13
2.2 主催講演の企画・開催	14
2.3 関係委員会の傍聴	14
第3章 委員会の活動	19
3.1 市場動向分析小委員会	19
3.1.1 市場動向分析小委員会の活動	19
3.1.2 検討結果の要約	20
3.2 ガイドライン推進小委員会	29
3.2.1 ガイドライン推進小委員会の活動	29
3.2.2 入札案件の仕様書評価の要約	29
3.2.3 3案件の仕様書評価結果	40
第4章 公的統計調査の民間委託	53
4.1 府省における民間活用の状況	53
4.1.1 公的統計調査における府省別の契約状況	53
4.1.2 公的統計調査業務の委託先別の契約状況	55
4.1.3 公共サービス改革法が適用されている公的統計調査業務の契約状況	55
4.2 J M R A会員社における資格保有の状況	56
4.2.1 民間調査会社のI S O 20252の認証取得状況	56
4.2.2 J M R A会員社における社員の資格保有状況	56
4.3 会員社インフラ調査からみる府省調査業務への参入意向の変化	57
4.3.1 府省からの委託業務への参入意向の変化	57
4.3.2 府省からの委託業務に参入したくない理由	58
4.3.3 府省からの委託業務参入に向けた対応策	59

<資料編>

資料 1 「調査インフラ等に関する実態調査」報告書 (1)

資料 2 主催講演 (37)

第1章 公的統計基盤整備委員会の概要

第1章 公的統計基盤整備委員会の概要

1.1 委員会設立の経緯と目的及び沿革

1.1.1 委員会設立の経緯

2007年5月、60年ぶりに統計法が改正され、これに基づいて2007年10月に新たに統計委員会が発足し、日本の公的統計の計画的、体系的な整備の検討がスタートした。統計委員会は、2009年度から5年間で実施する公的統計の計画的、体系的整備の施策を『公的統計の整備に関する基本的な計画(以下、「基本計画」という)』として策定し、2009年3月に閣議決定となった。

「基本計画」では、厳しい財政状況の下、新規の統計作成ニーズに対応していくためには、民間事業者を一層積極的かつ効果的に活用する必要性があると指摘しており、こうした期待と要請に応えていくため、J M R Aでは幅広く他の業種・業態の企業、団体に参加を呼びかけて、2008年4月にJ M R A内の委員会組織として公的統計基盤整備委員会(以下、「当委員会」という)を設立した。

1.1.2 委員会設立の目的

当委員会は、公的統計調査業務に対応できる民間調査会社としての体制・基盤整備に取り組むとともに、行政府省をはじめとする関係機関や学識者に民間調査会社の実態と意向を正しく伝え、官民相互の理解と協力の下、公的統計調査業務における民間調査会社の活用が円滑に推進されることを目指す。

また、J M R Aとしては委員会活動を通して関係各府省の統計主管部署をはじめとする官界や学識者との良好な信頼関係を構築し、公的統計調査業務を通して「官・学・民」の連携や友好関係がより一層深まることを目指す。

1.1.3 委員会の沿革

2008年4月に委員会組織として発足し今年度で16年目を迎えるにいたった。この間の活動については次のとおりである。

西暦年	主な活動
2008年	委員会発足 初代委員長に島崎哲彦氏(東洋大学教授)就任
2009年	<ul style="list-style-type: none">・年次レポート「公的統計市場に関する年次レポート 2008」発行(以後、本号(2024年)まで17年毎年発行)・J M R A会員社向け調査(現「調査インフラ等に関する実態調査」)開始・社員・調査員の能力・技術研修検討小委員会(現市場動向分析小委員会) 民間版ガイドライン検討小委員会(現ガイドライン推進小委員会)発足
2010年	<ul style="list-style-type: none">・日本品質管理学会の「統計・データの質マネジメント研究会」への委員参加・日本統計学会の「統計検定検討委員会」への参加
2011年	資格制度検討小委員会発足(～2017年度)

2014 年	・中山厚穂氏(東京都立大学教授)委員長就任 ・統計検定受験対策講座の企画・開催(～2019 年度)
2015 年	統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するWGに参画(プロセス保証の導入、JVでの入札参加を提言)(～2016 年度)
2017 年	10 年間の活動総括となる「公的統計市場に関する年次レポート 2017」発行(府省への契約・調達に関する提言)
2018 年	厚生労働省「裁量労働実態調査に関する専門家検討会」に参加(民間のノウハウ、ISO20252に基づく運用の提案)
2019 年	統計の信頼回復に向けた支援の表明
2020 年	府省とのパートナーシップを強化するための提言(民間事業者の参入意向を高める取り組み等)
2022 年	大内賞受賞

1.2 委員会の運営体制及び委員構成

1.2.1 委員会の運営体制

当委員会は 2024 年 6 月から 2025 年 5 月を 2024 年度の活動期間とし、月例にて全体会議及び小委員会を計 10 回(2024 年 6・8 月は定例の休会)、幹事会を計 11 回(2024 年 8 月は定例の休会)開催した。なお各会議は同日に開催し、「幹事会」「全体会議」「小委員会」の順に行った。

幹事会は第 1 回目の会議で 1 年間の活動方針や具体的な取り組み内容を検討し、第 2 回以降の会議で各委員の活動状況や課題の報告、課題解決に向けた検討の場とした。全体会議は府省とのコンタクト状況、各小委員会の活動状況、関連団体及び学会の動向等について担当委員による報告の場とし、全委員でその報告内容を共有した。また幹事会で検討した事案についての承認は、全体会議で行った。小委員会は「市場動向分析」「ガイドライン推進」「事業推進」の 3 つの小委員会を設置した。

(1) 全体会議

全体会議は全委員が参加する会議とし、2024 年 7 月より月例で開催した。全体会議では各月の活動状況の報告と幹事会で検討された事案についての承認を行った。

(2) 幹事会

幹事会は委員の中から選出した以下のメンバーが参加し、2024 年 6 月より月例で開催した。幹事会では当委員会の 1 年間の活動方針や具体的な取り組み内容の検討、各月の活動報告と活動上の課題解消についての検討を行った。

担当理事	齋藤 複彦	(株)サーベイリサーチセンター
委員長	中山 厚穂	東京都立大学経済経営学部
代表幹事	里村 雅幸	(株)アスマーク
代表幹事	鋤柄 卓也	(株)インテージリサーチ

代表幹事	小島 知香子 (株)日経リサーチ
幹事	高輪 哲誉 (株)サーベイリサーチセンター
幹事	平栗 紀生 (一社)新情報センター
事務局	小林 恵一 J M R A

(3) 小委員会

当委員会の体制には専門的な見地から具体的な課題に対する研究や検討を行う組織として、以下の 3 つの小委員会を設置した。

① 市場動向分析小委員会(担当代表幹事：里村委員、リーダー：高輪委員)

J M R A 会員社に向けた「調査インフラ等に関する実態調査」の企画・実施及び 2024 年度民間調査会社を活用した統計調査一覧の作成を行った。また、J M R A 会員社に向けた「主催講演」の開催、運営を行った。

② ガイドライン推進小委員会(担当代表幹事：小島委員、リーダー：平栗委員)

2023 年度に一般競争入札に付された統計調査から任意に選んだ事業の入札説明書及び仕様書について、2022 年 3 月に改正された「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」等の反映状況を確認、評価し、受託事業者としての民間調査会社の視点から課題の整理・検討を行った。また、会員社の公的統計調査事業への参入を支援するための情報提供活動を継続した。

③ 事業推進小委員会(担当代表幹事兼リーダー：鋤柄委員)

当委員会の事業計画の立案に加えて中長期事業計画と本年度事業の整合性を確認する等、全体会、小委員会活動の進捗管理をおこなった。また、主催講演の企画や、府省から寄せられた業務仕様の相談、オンライン化促進の取組に関する評価等、統計精度の向上及び統計の利活用推進に繋がる提案又は支援を実施した。

1.2.2 参加企業及び委員

当委員会は 11 社 1 大学 1 個人会員で構成し、委員 16 名と事務局員 2 名で運営した。

(株)アスマード	里村 雅幸
イプソス(株)	佐藤 秀典
(株)インテージリサーチ	鋤柄 卓也
(株)インテージリサーチ	濱田 宣之
エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ(株)	渡邊 智彦
(株)サーベイリサーチセンター	齋藤 賢彦
(株)サーベイリサーチセンター	高輪 哲誉
(株)サーベイリサーチセンター	土屋 堯
(一社)新情報センター	平栗 紀生

(一社)中央調査社	山田 裕介
東京都立大学経済経営学部	中山 厚穂
(株)日経リサーチ	小島 知香子
(株)ビデオリサーチコミュニケーションズ	林 義典
(株)マーケティング・リサーチ・サービス	佐藤 敬大
(一社)輿論科学協会	鈴木 傑
個人会員	中路 達也
J M R A	小林 恵一
J M R A	和田 雅直

1.3 これまでの主催講演会の実施状況について

当委員会では 2008 年より、会員社や府省統計部局等を対象に、公的統計の理解を深め、統計制度や実務に対する知見を高めるための講演会を継続的に開催してきた。

本稿では、これまでの講演実績をテーマ別・年度別に整理し、特徴的な講演内容を紹介するとともに、今後の講演活動の方向性を展望する。

1.3.1 実施状況

2008 年から 2024 年までに開催された主催講演は 55 回を数える。制度改革・品質管理・調査実務といった統計制度の基盤を支えるテーマから、地方行政におけるデータ活用やビジネス応用に関する実践的な内容まで、幅広い分野をカバーしている。中でも「民間委託・市場化」分野は 20 回以上を数え、主催講演の基本的なテーマとなっている。

「品質管理・標準化」「調査実務・技術・運用」もニーズが高く、継続的に取り上げてきた。近年は地方行政におけるデータ活用の状況や政策応用など、統計・データの現場活用などテーマの多様化が進んでいる。

以下は、2008 年から 2024 年までに開催された主催講演会のテーマ別・年度別の実施件数である。

表 1-3-1 テーマ別・年度別の主催講演件数

年度\テーマ	民間委託・市場化	品質管理・標準化	統計活用・政策・ビジネス応用	調査実務・技術・運用	地方行政のデータ活用	制度・計画	全般	総計
2008	5						1	6
2009	4	1						5
2010	1	1					1	3
2011	1	2						3
2012	2	1						3
2013	2	1		1				4
2014		1		3				4
2015		1		2	1			4
2016	2							2
2017	1					1	1	3
2018	2							2
2019		2		1				3
2020			1					1
2021			1		1			2
2022	2	1			1			4
2023		1		2	1			4
2024				2				2
総計	22	12	2	11	4	1	3	55

1.3.2 テーマごとの主な講演内容

過去の主催講演では、実務現場における課題解決や制度設計の動向に即した多様なテーマが展開されてきた。講演者も、学識経験者、府省職員を中心に多彩かつ各分野の第一人者の方々にご登壇いただいた。本節では、各テーマに分類された講演内容の中から、特に象徴的な講演を抜粋し、分野ごとの傾向や関心の変遷を整理する。なお講演者の所属団体などは講演当時のものを記載している。

(1) 民間委託・市場化

統計業務の民間委託は、公的統計制度の柔軟性と持続可能性を支える柱の一つであり、当委員会の活動目的にもっとも関係する中心的なテーマである。現場実務を担う民間事業者との協働やガイドラインの運用、制度的な整理などの講演が展開してきた。

表 1-3-2 「民間委託・市場化」の主な講演

年度	講演タイトル	講演者
2008	公的統計の体系的整備の方向と民間事業者に対する期待	廣松 豊氏（東京大学）
2012	「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」の改正について	小笠原 英雄氏（総務省）
2016	公共サービス改革施行10年の成果と課題	平原 長英氏（総務省）
2018	公的統計に期待される民間事業者の品質と対応力	西郷 浩氏（早稲田大学）
2022	公的統計における官民連携について	川崎 茂氏（滋賀大学）

(2) 品質管理・標準化

調査や統計における品質は、意思決定の信頼性を支える根幹である。本テーマではISO規格、品質マネジメント、精度管理、評価制度など、公的統計の信頼性向上に関する講演が展開されている。

表 1-3-3 「品質管理・標準化」の主な講演

年度	講演タイトル	講演者
2011	統計調査の質確保のための資格認定制度の創設について	舟岡 史雄氏（信州大学）
2011	I S O 20252 の概要およびその民間事業者の活用について	篠 恭彦氏（日本能率協会）
2019	「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について」（令和元年 9 月統計委員会建議のご紹介～民間事業者に関連する箇所を中心～）	柴沼 雄一朗氏（総務省）
2022	公的統計データの品質マネジメント活動～第IV期公的統計基本計画を中心に～	椿 広計氏（統計数理研究所）

(3) 調査実務・技術・運用

現場の業務を支えるノウハウや手法に焦点を当てたテーマで、調査設計・回収・データ処理・集計手法など実務に直結した内容が多く取り上げられている。

表 1-3-4 「調査実務・技術・運用」の主な講演

年度	講演タイトル	講演者
2013	調査に携わってきたハワイ大学教授が語る調査票の重要点！	Nicolaos E. Synodinos, Ph. D (ハワイ大学)
2014	統計におけるオンライン調査システムの概要	中原 和郎氏（総務省）
2019	「公的統計におけるビッグデータの利活用事例」の概要	石川 斗志樹氏（経済産業省）
2023	調査における「欠損値補完」について	高部 勲氏（立正大学）

(4) 地方行政のデータ活用

地方自治体による統計データや民間データの利活用に焦点を当てたテーマで、地域課題解決・E B P M・地域活性化に向けた取組事例が共有されている。

表 1-3-5 「地方行政のデータ活用」の主な講演

年度	講演タイトル	講演者
2021	和歌山県におけるデータ利活用の取組について～日本のデータ利活用拠点を目指して～	谷脇 智和氏（和歌山県庁）
2022	長崎県におけるデータ連携基盤構築について～「つながる長崎」データ連携基盤整備事業～	井手 潤也氏（長崎県庁）

(5) 制度・計画

統計制度の進展と改革は、公的統計の基本的な枠組みを方向づける重要なテーマである。基本計画に関する動向は、調査実務や業務設計に深く関わる内容として共有された。

表 1-3-6 「制度・計画」の主な講演

年度	講演タイトル	講演者
2017	第Ⅲ期公的統計基本計画の概要	宮内 竜也氏（総務省）

(6) 統計活用・政策・ビジネス応用

政策立案やビジネス戦略における統計の実践的な活用に焦点を当てたテーマである。公的統計とビッグデータの接続可能性や、統計を用いた市場機会の探索といった視点での講演が行われた。

表 1-3-7 「統計活用・政策・ビジネス応用」の主な講演

年度	講演タイトル	講演者
2020	統計を活用したビジネスチャンスの見つけ方～情報サービス業の新市場開拓に向けて～	田中 幸仁氏（経済産業省）
2021	公的統計調査の活用事例と公的統計調査にビッグデータを活用するまでの利点や課題	中山 厚穂氏（東京都立大学）

(7) 全般

テーマ横断的な講演、あるいは制度・法律・業界連携など、分類に収まらない多様な内容の講演も実施している。

表 1-3-8 「全般」の主な講演

年度	講演タイトル	講演者
2008	委員会の取り組みとコンプライアンス上の問題	西村 泰夫氏（赤坂シティ法律事務所）
2010	J M R Aの公的統計基盤整備委員会に対する今後の期待	中野 貴比呂氏（みずほ信託銀行）
2017	産学官連携の新しいかたち 公的統計基盤整備委員会の現状と将来展望	田下 憲雄氏（元 J M R A会長）

1.3.3 今後主催講演で取り組むテーマ・方向性

近年の講演実績を踏まえ、引き続き実務に近いものから、統計制度や計画、データの活用まで幅広いテーマを設定していきたい。

第一に、制度改革や公共調達の変化に対応し、民間委託の質的向上や民間事業者が参入しやすい制度設計・契約手法等に関するテーマを検討していきたい。

第二に、調査設計や品質管理、標準化に関連する技術的課題に関しては、具体的な運用事例やISO対応等、実務家に役立つテーマを引き続き実施していきたい。

第三に、地方自治体におけるデータ活用やEBPM推進を支える講演は、地域間の好事例共有としての意義が高く、今後も取り上げていきたいと考えている。

また、統計と生成AI・位置情報といった新技術との融合や、官民の協働による統計利活用にも焦点を当てていきたい。これにより、学識経験者・政策担当者・民間事業者が相互に刺激を受け合いながら学び合う「共創型」の講演体系を構築していく方針である。

第2章 委員会の活動報告(全体)

第2章 委員会の活動報告(全体)

2.1 府省との意見交換

2.1.1 関係各府省等への表敬訪問

当委員会の活動の一環として、委員会の年間活動を取りまとめた報告書(公的統計市場に関する年次レポート 2023)を総務省政策統括官(統計制度担当)並びに統計局長、各府省統計主管部署及び関係機関に持参又は郵送し意見交換を行った。意見交換では、当委員会の活動内容に加え、調達の課題(仕様書上の曖昧な表現、一社応札など)、今後のビックデータの公的統計への活用などについて議論した。

表 2-1-1 コンタクト先一覧

府省他	コンタクト先(一部は年次レポートの郵送のみ)
総務省	政策統括官(統計制度担当)
	政策統括官(統計制度担当)室
	統計局長
	統計局 統計調査部 調査企画課
	統計局 統計調査部 経済統計課
	統計局 統計調査部 消費統計課
	統計局 事業所情報管理課
	官民競争入札等監理委員会事務局
	統計委員会担当室
内閣府	大臣官房企画調整課
	大臣官房政府広報室
経済産業省	大臣官房 調査統計グループ 総合調整室
	大臣官房 調査統計グループ 統計企画室
	大臣官房 調査統計グループ 統計情報システム室
	大臣官房 調査統計グループ データマネジメント推進室
	大臣官房 調査統計グループ 業務管理室
	大臣官房 調査統計グループ 経済解析室
	大臣官房 調査統計グループ 構造・企業統計室
	大臣官房 調査統計グループ 鉱工業動態統計室
	大臣官房 調査統計グループ サービス動態統計室
農林水産省	大臣官房統計部 統計企画管理官付 統計企画班
	大臣官房統計部 生産流通消費統計課 消費統計室
厚生労働省	政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当)付統計企画調整室
統計センター	統計編成部
統計数理研究所	椿広計所長
立正大学	高部勲教授
地方自治体	長崎県大村市企画政策部

2.2 主催講演の企画・開催

2024年度の主催講演は、オンライン方式により2回実施した。テーマへの関心の高さもあり第1回目の参加者が58名（うち46名が当委員会以外）、第2回目が54名（うち43名が当委員会以外）と多数の方に参加いただいた。

第1回目の講演は、2025年2月14日、立正大学データサイエンス学部教授高部勲氏をお招きし、「シンセティック（合成）データの概要と調査業務・公的統計への応用」をテーマにご講演いただいた。近年、公的統計において注目が高まるミクロデータ（調査票データ）の活用に関し、合成データの重要性と活用メリットを明快にご解説いただくとともに、実際の調査を基にした合成データの試作や、実データと比較した分析結果をご紹介いただいた。さらに、合成データの今後の展望や可能性についても触れられ、公的統計の未来を見据える上で大変示唆に富んだ内容となった。

2回目は2025年3月14日に、法政大学経済学部教授菅幹雄氏により「産業連関表から供給・使用表へ」と題してご講演をいただいた。産業構造の変化を背景に、我が国で進められている産業統計から供給・使用表（SUT）への移行について、産業連関表との違いや移行の意義を、豊富かつ平易な事例で解説いただいた。複雑な概念を分かりやすく紐解くご講演は、参加者にとって理解を深める貴重な機会となった。

いずれの講演も、広く多くの方に取り組みを知っていただきたいという講演の目的・趣旨をご登壇者にもご理解、ご賛同をいただき、中央府省、他の地方自治体や会員社以外の民間企業等当委員会以外の方にも広く参加を募り実施した。各府省統計作成部局の幹部職員をはじめ多数の参加者にご参加いただいた。

表 2-2-1 当委員会主催講演会

時期	委員会	講演タイトル	所属	講師	参加者数
2025年 2月14日	第7回	シンセティック (合成)データの 概要と調査業務・ 公的統計への応用	立正大学データ サイエンス学部 教授	高部 勲氏	58名（うち 46名が当委 員会以外）
2025年 3月14日	第8回	産業連関表から供 給・使用表へ	法政大学経済学 部教授	菅 幹雄氏	54名（うち 43名が当委 員会以外）

2.3 関係委員会の傍聴

委員会は対面開催とオンラインを併用して行われた。本年度は次にあげるトピックスに着目した。

- ・「第IV期基本計画」の推進に向けた具体的な取り組み
 - ・社会変化等に対応した調査の変更とそれに対する委員会での審議・評価状況
- 傍聴、議事等を確認した委員会、案件は以下の通りである。

表 2-3-1 関係委員会の傍聴

傍聴、議事を確認した委員会等	開催日	当委員会と関連する主な議題
第 206 回統計委員会	2024 年 6 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問第 185 号「国勢調査の変更について」 ・ 質問第 186 号「海面漁業生産統計調査の変更について」 ・ 質問第 187 号「令和 3 年社会生活基本調査及び 2019 年全国家計構造調査に係る匿名データの作成について」 ・ 部会の審議状況について
第 207 回統計委員会	2024 年 7 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会の審議状況について ・ 令和 5 年度統計法施行状況について ・ 「企業向けサービス価格指数・2020 年基準改定の結果について」
第 208 回統計委員会	2024 年 8 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問第 186 号の答申「海面漁業生産統計調査の変更について」 ・ 部会の審議状況について
第 209 回統計委員会	2024 年 9 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問第 188 号「国民生活基礎調査の変更について」 ・ 部会の審議状況について ・ 匿名データの作成・提供の早期化に向けた取組について ・ 令和 7 年度における統計リソースの要求状況について ・ 令和 5 年度統計法施行状況に関する審議結果報告について
第 210 回統計委員会	2024 年 10 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会の審議状況について ・ 質問第 185 号の答申「国勢調査の変更について」 ・ 質問第 189 号「令和 7 年国勢調査に係る匿名データの作成について」 ・ 「国土交通省統計改革プラン」の主な実施状況について
第 211 回統計委員会	2024 年 11 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問第 188 号の答申「国民生活基礎調査の変更について」
第 212 回統計委員会	2024 年 12 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問第 190 号「作物統計調査の変更について」
第 213 回統計委員会	2025 年 1 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問第 191 号「建設工事統計調査の変更について」 ・ 部会の審議状況について

第 214 回統計委員会	2025 年 2 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の審議状況について ・令和 7 年度統計リソース建議に関する予算案等の状況について
第 215 回統計委員会	2025 年 3 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第 190 号の答申「作物統計調査の変更について」 ・諮問第 192 号 「経済センサス-活動調査及び個人企業経済調査の変更について」
第 216 回統計委員会	2025 年 4 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の審議状況について ・その他

第3章 委員会の活動

第3章 委員会の活動

3.1 市場動向分析小委員会

3.1.1 市場動向分析小委員会の活動

(1) 目的

当小委員会の目的は、公的統計市場における諸情報を収集・分析し、市場動向の現状や方向性の把握に資する有用な情報を内外に提供することである。

(2) 検討課題

当小委員会では主に以下の課題を検討した。

- (イ) 府省における民間事業者を活用した案件の落札情報
- (ロ) 「調査インフラ等に関する実態調査」結果

(3) 検討方法

本年度も昨年度に引き続き、上記に掲げた課題について公的統計市場における情報を収集し、分析を加えた。

府省における民間事業者を活用した案件の落札情報は、統計月報等による案件のリストアップ、各府省のホームページ、民間の入札情報データベースにおける落札情報、実施部局からのヒアリング等によって収集を行っている。収集後の情報は府省別、委託先別等の視点で分析を加えている。

J M R A会員社を対象とした調査は、2008年度より数え本年度で16回目の調査となつた。「調査インフラ等に関する実態調査」と改称してからは、12回目の調査となっている。

(4) 運営体制

当小委員会は以下のメンバーで運営した。

◎ (株)サーベイリサーチセンター	高輪 哲誉
○ (株)インテージリサーチ	濱田 宣之
(株)アスマード	里村 雅幸
(株)インテージリサーチ	鋤柄 卓也
エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ(株)	渡邊 智彦
(株)ビデオリサーチコミュニケーションズ	林 義典
(株)マーケティング・リサーチ・サービス	佐藤 敬大

◎：リーダー ○：サブリーダー

3.1.2 検討結果の要約

(1) 公的統計の民間開放の状況

2024年度の民間事業者を活用した公的統計は84本、158億5,221万円であった。このうち、JMRA会員社における受託金額の合計は146億2,634万円であり、全体の約92.3%を占めている。

府省別に見ると、本数では厚生労働省の18本、次いで農林水産省の15本、国土交通省の13本の順となっている。金額では総務省の111.0億円、次いで経済産業省18.2億円、厚生労働省9.7億円の順となっている。

府省によって情報の所在状況が異なり、効率的な収集活動を行いにくかったことが落札情報の収集活動における課題としてあげられる。各府省における落札情報の掲載状況は表3-1-2にまとめたとおり、掲載されている内容やホームページの構造にも差異が認められている。

表3-1-1 2024年度における民間事業者を活用した統計調査の総括表

	総計	JMRA会員社	シンクタンク	その他の民間	団体
総計	84	47	2	31	4
	15,852,207,444	14,626,342,353	221,483,934	938,239,125	66,142,033
内閣府	9	5	2	2	0
	480,332,634	238,804,500	221,483,934	20,044,200	0
総務省	11	10	0	1	0
	11,104,425,990	11,098,426,590	0	5,999,400	0
財務省	1	1	0	0	0
	42,075,000	42,075,000	0	0	0
文部科学省	2	1	0	1	0
	33,034,409	25,120,596	0	7,913,813	0
厚生労働省	18	7	0	11	0
	969,018,916	693,594,000	0	275,424,916	0
農林水産省	15	12	0	1	2
	460,770,332	418,184,932	0	4,110,700	38,474,700
経済産業省	11	7	0	2	2
	1,823,174,680	1,694,538,035	0	100,969,312	27,667,333
国土交通省	13	3	0	10	0
	823,395,884	325,783,700	0	497,612,184	0
環境省	4	1	0	3	0
	115,979,600	89,815,000	0	26,164,600	0

注1 表3-1-3を集計、編集して作成。

注2 各欄の上段は受託本数(単位:本)、下段は受託金額(単位:千円)を表す。

注3 受託金額は小数点第2位を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(2) 2024年度公的統計の民間開放の状況

2024年度における公的統計の民間開放の状況を把握するにあたっては、主に下記の2ステップで情報収集・整備を行った。

1つ目のステップでは、民間事業者を活用している公的統計のリストアップを行った。なお、当小委員会での民間事業者の活用とは、「調査客体からのデータ収集を中心業務として、その前後の調査票の配布、問い合わせ対応、督促、回収、疑義照会等の連続した作業工程を含む包括的な業務の委託」と定義している。リストは主に、下記の条件に該当する案件を対象とした。その条件とは、①「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況(統計月報)」総務省政策統括官(統計基準担当)に掲載されている基幹統計及び一般統計、②昨年度の当小委員会の作成資料において調査周期が毎年となっていたもの、③前々年度以前の当小委員会の作成資料において調査周期が隔年以上のもので2024年度が実施年度に該当するとみられるものである。

2つ目のステップでは委託先と契約金額の確認を行った。具体的には、各府省ホームページの調達情報・仕様書情報の閲覧、各府省の統計主管部局や会計課ないしは実施部局への電話での照会、民間企業が提供する入札情報サービス等によって確認を行った。確認内容は種別、調査名、調査手法、調査周期、根拠法、委託先、契約金額とした。

表 3-1-2 各府省のホームページにおける落札情報の掲載状況について

		落札情報ページへのパス					
	トップページ URL	1階層	2階層	3階層	4階層	5階層	6階層
内閣府	https://www.ca.go.jp/	トップページ >情報提供	>調達情報	>【各種公表物】公共調達に関する公表（契約状況の公表）	競争入札を実施した契約に関する情報（物品役務等）		
総務省統計局	https://www.stat.go.jp/	トップページ >広報・募集	調達情報	公共調達の適正化に基づく公表	該当年・月の PDFまたはエクセル選択		
総務省	http://www.soumu.go.jp/	トップページ 【申請・手続】 (画面上部バナー)	調達情報・電子入札	調達情報	【総務省内の調達情報提供】大臣官房会計課など各部局、施設を選択	公共調達に係る公表※大臣官房会計課の場合	該当年・月の PDFまたはエクセル選択
財務省	https://www.mof.go.jp/	トップページ >申請・お問合せ	>調達情報	公共調達の適正化に係る情報の公表	2. 財務省本省における公共調達の適正化に係る公表	該当年・月のエクセル選択	
厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/	トップページ 【申請・募集・情報公開】 (画面上部の右端) >調達情報	公共調達の適性化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく公表	該当契約年度選択	厚生労働本省※本省の場合	一般会計>競争入札に係る情報の公表（物品役務等） 随意契約に係る情報の公表（物品役務等）	
農林水産省	https://www.maff.go.jp/	トップページ >申請・お問い合わせ (上部バナー)	調達情報・公表事項	【入札情報】 公共調達の適性化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく公表>契約に関する情報の公表	農林水産省本省における契約に係る情報の公表 >一般会計（農林水産研修所、森林技術総合研修所、漁業調整事務所含む） ※本省の場合	一般競争入札・指名競争入札（物品役務等） 随意契約（物品役務等）	
経済産業省	https://www.meti.go.jp/	トップページ >申請・お問い合わせ (画面上)	調達・予算執行	入札結果・契約結果	該当年の競争入札または随意契約「物品役務等」「委託契約」を選択	月ごとにシートが分かれている中から選択	
国土交通省	https://www.mlit.go.jp/	トップページ >申請・お問い合わせ (上部バナー)	調達情報	【3. その他の情報公開】(8) 契約に係る情報の公表	公共調達の適正化に係る情報等の公表について	組織別選択（本省>大臣官房会計課 等 2段階）	該当年選択
環境省	https://www.env.go.jp/	トップページ >申請・手続 (画面上部)	調達情報	過去の契約情報 適正な公共調達への取組	契約締結情報の公表 契約に係る情報の公表	該当契約年選択	競争入札・随意契約選択
文部科学省	https://www.mext.go.jp/	トップページ >会見・報道・お知らせ	調達総合案内	契約情報の公表	物品製造等／建設工事	平成22年度以前の契約情報の公表【物品製造等】／平成23年度以降の契約情報の公表【物品製造等】	検索条件入力画面

落札情報の掲載特徴						
	予定価格	落札率	案件の掲載期間	案件の掲載単位	個別案件の表示形式	その他特徴
内閣府	非公表	非公表	2017/4~	1年	P D F ・ C S V 形式	
総務省統計局	あり	あり	直近1年間（ただし、直近分の公表まで3か月程度を要する）	1か月	P D F ・ エクセル形式	
総務省	あり	あり	直近1年間	1か月	P D F ・ エクセル形式	
財務省	あり	あり	2020/2~	1か月	エクセル形式	
厚生労働省	平成18~22年まではなし。平成23年以降あります。	平成18~22年まではなし。平成23年以降あります。	2006/4~	1年	P D F ・ エクセル形式	
農林水産省	一部非公表	一部非公表	2017/4~	1か月	P D F ・ エクセル形式	
経済産業省	あり ※非公表の場合が多い	あり ※非公表の場合が多い	2016/4~	1年（平成28年以降は月ごとにシート分割）	平成26・27年はh t m l形式、平成28年以降はエクセル形式	
国土交通省	あり	あり	2013/4~	1年	エクセル形式	競争と随意契約→各部局ごと、でページが分かれている。
環境省	あり ※非公表の場合が多い	あり ※非公表の場合が多い	2017/4~	1年	エクセル形式	
文部科学省	一部非公表	一部非公表	2006/10~	1か月	h t m l形式	不落随意契約の有無 成果物（報告書等） 問い合わせ先 の記載あり

表 3-1-3 2024 年度民間事業者を活用した統計調査

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
総合計								15,852,207,444
【内閣府】								480,332,634
1	一般	消費動向調査 経済社会総合研究所景気統計部	郵送・オンライン・調査員	毎月	会計	JMRA会員社	101,640,000 (304,920,000)	3-②
2	一般	企業行動に関するアピート調査 経済社会総合研究所景気統計部	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	10,065,000	
3	一般	民間企業投資・除却調査 経済社会総合研究所国民経済計算部国民資産課	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	48,950,000	
4	一般	民間非営利団体実態調査 経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	7,664,800	
5	一般	景気ウオッチャー調査 政策統括官(経済財政分析担当)付参事官(地域担当)付	オンライン(電話自動応答システム等・電子メール)	毎月	会計	シンクタンク	132,000,000 (396,000,000)	3-②
6	一般	法人企業景気予測調査 経済社会総合研究所景気統計部(財務省)財務省財務総合政策研究所調査統計部調査統計第二係	郵送・オンライン	四半期	会計	その他の民間	12,379,400	
7	一般	首都圏の住宅における感震ブレーカーの普及状況等に関する調査 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)	郵送・オンライン	5年	会計	JMRA会員社	40,150,000	
8	一般	青少年のインターネット利用環境実態調査 成育局 安全対策課	郵送・オンライン・調査員	毎年	会計	JMRA会員社	37,999,500	
9	一般	幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査 こども家庭庁成育局保育政策課公定価格担当室	郵送・オンライン	1回限り	会計	シンクタンク	89,483,934	
【総務省】								11,104,425,990
10	基幹	科学技術研究調査 統計局統計調査部経済統計課 科学技術研究調査係	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	35,200,000 (140,800,000)	4-①
11	一般	家計消費状況調査(A) 統計局統計調査部消費統計課 家計収支調査企画係	郵送・オンライン・調査員	毎月	会計	JMRA会員社	686,000,000 (2,058,000,000)	3-③
12	一般	家計消費単身モニタ調査 統計局統計調査部消費統計課 家計収支調査企画係	オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	368,500,000 (1,474,000,000)	4-③
13	一般	情報通信業基本調査(総務省実施分) 情報流通行政局情報通信政策課情報通信経済室 統計企画係	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	5,999,400	
14	一般	通信利用動向調査 情報流通行政局情報通信政策課情報通信経済室 統計企画係	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	62,238,000	
15	一般	全国単身世帯収支実態調査 統計局統計調査部消費統計課	オンライン	5年	会計	JMRA会員社	112,200,000	
16	基幹	個人企業経済調査 統計局統計調査部経済統計課 個人企業経済調査係	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	109,560,000 (547,800,000)	5-③
17	基幹	経済センサス-基礎調査 総務省統計局事業所情報管理課	郵送・オンライン	5年	会計	JMRA会員社	5,454,365,158	
18	基幹	サービス産業動態統計調査 総務省統計局統計調査部経済統計課	郵送・オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	492,250,000 (984,500,000)	2-①
19	一般	経済センサス-活動調査 試験調査 総務省統計局統計調査部経済統計課	郵送・オンライン・調査員	1回限り	会計	JMRA会員社	51,480,000	
20	基幹	2024年経済構造実態調査、2024年経済産業省企業活動基本調査及び令和6年経済センサス-基礎調査 総務省統計局統計調査部 経済統計課	郵送・オンライン	毎年 (経済センサス-活動調査実施年を除く)	会計	JMRA会員社	3,726,633,432	
【財務省】								42,075,000
21	基幹	民間給与実態統計調査 国税庁長官官房企画課データ活用推進室調査統計係	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	42,075,000 (168,300,000)	4-③
【文部科学省】								33,034,409
22	一般	民間企業の研究活動に関する調査 科学技術・学術政策研究所 第2研究グループ	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	7,913,813	
23	一般	全国イノベーション調査 科学技術・学術政策研究所 第1研究グループ	郵送・オンライン	2年	会計	JMRA会員社	25,120,596	

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
【厚生労働省】								
24	一般	雇用動向調査 政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	57,750,000	
25	一般	就労条件総合調査 政策統括官付参事官付賃金福祉統計室	郵送・オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	22,990,000 (68,970,000)	3-②
26	一般	社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査 政策統括官付参事官付社会統計室	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	440,000,000 (1,320,000,000)	3-①
27	一般	能力開発基本調査 人材開発統括官付人材開発政策担当参事官室	郵送・オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	60,500,000 (181,500,000)	3-②
28	一般	消費生活協同組合(連合会)実態調査 社会・援護局地域福祉課生協第二係	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	2,373,104	
29	一般	病院報告 政策統括官付参事官付保健統計室	郵送・オンライン	毎月	会計	その他の民間	8,399,820	
30	一般	医薬品価格調査 医政局経済課薬価係	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	13,200,000	
31	一般	人口動態調査 政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室	郵送・オンライン	毎月	会計	その他の民間	7,551,192	
32	一般	第14回21世紀出生児縦断調査 政策統括官付参事官付世帯統計室	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	8,800,000	
33	基幹	医療施設動態調査 政策統括官付参事官付保健統計室	郵送・オンライン	毎月	会計	その他の民間	5,134,800	
34	基幹	国民生活基礎調査 政策統括官付参事官付世帯統計室	調査員	毎年	会計	その他の民間	7,117,000	
35	一般	社会保障生計調査 社会・援護局保護課調査係	調査員	毎年	会計	その他の民間	21,450,000	
36	一般	被保護者調査年次調査 社会・援護局保護課	オンライン	毎年	会計	その他の民間	21,450,000	
37	一般	医療扶助実態調査 社会・援護局保護課	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	5,060,000	
38	一般	最低賃金に関する基礎調査 労働基準局賃金課	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	39,930,000	
39	基幹	賃金構造基本統計調査 政策統括官付参事官付賃金福祉統計室	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	59,224,000	
40	一般	外国人雇用実態調査 職業安定局外国人雇用対策課	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	111,100,000 (333,300,000)	3-②
41	一般	労働時間制度等に関する実態調査 厚生労働省労働基準局労働条件政策課	郵送・オンライン	1回限り	会計	その他の民間	76,989,000	

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
【農林水産省】								
42	一般	畜産物流調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン・FAX・ 調査員	毎年	会計	団体	5,474,700	
43	基幹	牛乳製品統計調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン・FAX	毎月	会計	JMRA会員社	12,100,000 (48,400,000)	4-④
44	一般	内水面漁業生産統計調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課	郵送・オンライン・FAX・ 調査員	毎年	公共	JMRA会員社	44,124,080 (220,620,400)	5-①
45	一般	農業物価統計調査 大臣官房統計部経営・構造統計課	郵送・オンライン・FAX・ 調査員	毎月	公共	JMRA会員社	160,600,000 (803,000,000)	5-①
46	一般	6次産業化総合調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン・FAX・ 調査員	毎年	会計	JMRA会員社	63,338,000	
47	一般	野生鳥獣資源利用実態調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン・FAX	毎年	会計	その他の民間	4,110,700	
48	一般	容器包装利用・製造等実態調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	21,911,252	
49	一般	水産物流調査(冷蔵水産物在庫量調査) 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン・FAX・ 調査員	毎月	会計	JMRA会員社	17,050,000 (51,150,000)	3-②
50	一般	水産物流調査(産地水産物流調査) 水産庁漁政部加工流通課	郵送・オンライン・FAX	毎年	会計	団体	33,000,000	
51	基幹	木材統計調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課	郵送・オンライン・FAX・ 調査員	毎月	会計	JMRA会員社	28,600,000 (143,000,000)	5-④
52	一般	鶴卵流通統計調査及び食鳥流通統計調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン・FAX・ 調査員	毎月	会計	JMRA会員社	6,556,000 (32,780,000)	5-④
53	一般	花木等生産状況調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課	郵送・オンライン・FAX	毎年	会計	JMRA会員社	435,600	
54	一般	木材流通統計調査(木材価格統計調査) 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課	郵送・オンライン・FAX	毎月	会計	JMRA会員社	12,980,000 (64,900,000)	5-①
55	一般	作物統計調査第2次試行調査 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課	郵送	1回限り	会計	JMRA会員社	26,950,000	
56	一般	漁業構造動態調査 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室	郵送・オンライン・調査 員・電話	毎年	会計	JMRA会員社	23,540,000 (117,700,000)	5-①
【経済産業省】								
57	一般	海外事業活動基本調査 大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	64,669,312 (194,007,936)	3-③
58	一般	海外現地法人四半期調査 大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室	郵送・オンライン	四半期	会計	JMRA会員社	18,892,555 (75,570,220)	4-①
59	一般	容器包装利用・製造等実態調査 イノベーション・環境局 GXグループ 資源循環経済課	郵送・オンライン・FAX	毎年	会計	JMRA会員社	46,200,000	
60	基幹	商業動態統計調査 大臣官房 調査統計グループ サービス動態統計室 商業動態統計班	郵送・オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	344,666,667 (1,034,000,000)	3-①
61	基幹	生産動態統計調査 大臣官房調査統計グループ 鉱工業動態統計室	郵送・オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	502,333,333 (1,507,000,000)	3-①
62	一般	製造工業生産予測調査 大臣官房調査統計グループ 経済解析室	郵送・オンライン	毎月	会計	団体	4,378,000	
63	一般	エネルギー消費状況調査(エネルギー消費統計調査) 資源エネルギー庁長官官房 総務課 戦略企画室	郵送・オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	455,824,798 (1,367,474,394)	3-②
64	基幹	石油製品需給動態統計調査 資源エネルギー庁資源・燃料部政策課	郵送・オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	62,987,348 (251,949,393)	4-④
65	基幹	経済産業省特定業種石油等消費統計調査 資源エネルギー庁長官官房 総務課	郵送・オンライン	毎月	会計	団体	23,289,333	
66	一般	知的財産活動調査 特許庁総務部企画調査課知財動向班	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	36,300,000	
67	一般	中小企業実態基本調査 中小企業庁事業環境部企画課調査室	郵送	毎年	会計	JMRA会員社	263,633,333 (790,900,000)	3-③

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
【国土交通省】								
68	一般	建築物リフォーム・リニューアル調査 総合政策局情報政策課建設経済統計調査室	郵送・オンライン	四半期	会計	その他の民間	12,184,700	
69	一般	建設関連業等の動態調査 総合政策局情報政策課建設経済統計調査室	郵送・オンライン	毎月	会計	その他の民間	3,245,000 (9,735,000)	3-③
70	基幹	自動車輸送統計調査及び自動車燃料消費量調査 総合政策局情報政策課交通経済統計調査室	郵送・オンライン・FAX	毎月	公共	その他の民間	144,952,500 (579,810,000)	4-④
71	基幹	内航船舶輸送統計調査 総合政策局情報政策課交通経済統計調査室	郵送・オンライン・FAX	毎月	会計	その他の民間	11,299,200	
72	一般	住宅市場動向調査 住宅局住宅戦略官付	調査員	毎年	会計	JMRA会員社	23,320,000	
73	一般	建設資材・労働力需要実態調査 総合政策局建設市場整備課	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	5,739,064	
74	一般	国際航空旅客動態調査 航空局航空ネットワーク部空港計画課	調査員	毎年	公共	その他の民間	109,046,667 (327,140,000)	3-②
75	一般	民間住宅ローンの実態に関する調査 住宅局住宅経済・法制課住宅金融室	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	877,019	
76	一般	東京都市圏物資流動調査 補完調査 国土交通省都市局都市計画課都市計画調査室	オンライン	1回限り	会計	JMRA会員社	24,163,700	
77	一般	建設業構造実態調査 国土交通省不動産・建設経済局建設振興課専門工事業・建設関連業振興室	郵送・オンライン	5年	会計	その他の民間	9,188,034	
78	一般	旅行・観光消費動向調査 観光庁観光戦略課観光統計調査室	郵送・オンライン	四半期	会計	その他の民間	69,300,000	
79	一般	宿泊旅行統計調査 観光庁観光戦略課観光統計調査室	郵送・オンライン	毎月	会計	その他の民間	131,780,000	
80	一般	訪日外国人消費動向調査 観光庁観光戦略課観光統計調査室	調査員	四半期	会計	JMRA会員社	278,300,000	
【環境省】								
81	一般	産業廃棄物排出・処理状況調査 環境再生・資源循環局廃棄物規制課	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	2,827,000	
82	一般	環境保健サーベイランス調査(6歳児) 大臣官房環境保健部環境保健企画管理課保健業務室	郵送	毎年	会計	その他の民間	7,975,000	
83	一般	水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査 水・大気環境局水環境課	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	15,362,600	
84	一般	家庭部門のCO ₂ 排出実態統計調査 地球環境局総務課脱炭素社会移行推進室	郵送・オンライン・調査員	毎年	会計	JMRA会員社	89,815,000	
115,979,600								

注 1 J M R A 公的統計基盤整備委員会調べ。情報ソースは下記のとおりである。

- (1) 総務省政策統括官(統計基準担当)「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」
- (2) 各府省ホームページにおける落札情報
- (3) 実施部局等へのヒアリング
- (4) 民間企業が提供する入札情報サービス

注 2 各欄における語句等の補足及び注釈は下記のとおりである。

種別 基幹：基幹統計、一般：一般統計

根拠法 公共：公共サービス改革法、会計：会計法

委託先 1. J M R A 会員社(賛助会員社含む)、2. シンクタンク、3. その他の民間企業、4. 団体に区分。

契約金額 ()内の金額は複数年契約の総額を表す。

備考 例えば、3-③は3年契約の3年目であることを表す。

注 3 複数の異なる調査を一本化して発注している場合、契約金額は一本化して表記しているが、本数としては複数の調査としてカウントをしている。

注 4 複数年契約となっている公的統計の契約金額は、年度毎の金額を特定できた場合はその金額を採用し、特定できない場合は契約時の金額(総額)を契約年数で単純に除した金額を記載している。

(3) 公的統計調査に付随して発生する実査を伴わない役務について

公的統計市場において、実査を伴う調査業務は経費率が高く、大規模業務ともなると高い業務リスクが伴う場合が多い。他方で、公的統計調査に付随して発生する実査を伴わない役務についても民間事業者を活用した事例も散見される。2019年度より、公的統計市場参入の間口を広げることに寄与することを目的に、当該事例のリストアップを試行的に行っている。具体的には、表 3-1-4 にあるようなコールセンター、受付・審査、データ入力、集計・分析、システム開発、調査・研究などの役務となっており、大規模な実査に対応が難しい会社でも受託可能な市場であることがわかる。

表 3-1-4 2024 年度民間事業者を活用した統計調査(実査を含まない案件)

案件名	府省	契約金額(税込) (単位:円)
【コールセンター】		348,239,160
令和6年経済センサス-基礎調査 コンタクトセンター業務の請負 一式	総務省	332,035,000
「法人企業統計調査」及び「法人企業景気予測調査」の調査票提出に関する電話督促業務	財務省	15,645,000
第14回21世紀出生児縦断調査等コールセンター業務	厚生労働省	559,160
受付・審査		80,646,722
令和6年度人口動態調査票受付・審査等一式	厚生労働省	75,511,922
令和6年医療施設動態調査受付・審査、データ修正等一式	厚生労働省	5,134,800
データ入力		18,013,974
賃金構造基本統計調査の調査票入力等業務	厚生労働省	9,132,200
2024(令和6)年国民生活基礎調査調査票受付・審査・データ入力業務	厚生労働省	7,117,000
令和6年度人口動態調査データ入力一式	厚生労働省	1,764,774
集計・分析		116,493,286
訪日外国人消費動向調査の集計・分析に係る業務	国土交通省	27,038,756
社会保障生計調査集計等業務	厚生労働省	21,450,000
医薬品価格調査集計・分析等一式	厚生労働省	8,745,000
第71回医療扶助実態調査の集計委託	厚生労働省	5,060,000
令和6年度商業動態統計(丁2調査)POSデータ等組替集計業務	経済産業省	22,629,530
旅行・観光消費動向調査の集計・分析等に係る業務	国土交通省	31,570,000
【システム開発】		54,938,955
農林水産統計システム(2024改修)の作物統計調査集計プログラム及び水産加工統計調査集計プログラム修正業務	農林水産省	32,890,000
農業物価統計調査エクセルマクロ開発業務	農林水産省	2,860,000
「景気ウォッチャー調査Webシステム」の運用業務	内閣府	4,209,480
「民間企業投資・除却調査オンライン回答システム」の支援	内閣府	1,780,000
科学技術研究調査電子調査票等改修業務の請負	内閣府	1,702,000
消費動向調査の電子調査票改修	内閣府	792,000
令和6年通信利用動向調査の実施に係る電子調査票(世帯編及び企業編)の改修、運用等の請負	総務省	6,655,000
建設関連業等の動態統計調査及び建築物リフォーム・リニューアル調査に係る政府統計共同利用システムに実装するオンライン調査用電子調査票作成等業務	国土交通省	3,300,000
知的財産活動調査電子調査票の改修業務 一式	経済産業省	750,475
【調査・研究】		46,225,293
令和6年度エネルギー需給統計整備等調査事業(エネルギー消費統計調査の集計及び利用分析に係る調査研究)	経済産業省	24,198,343
令和6年度経済産業統計政策調査等事業(経済産業省生産動態統計調査における統一基準の見直し及び調査票の大括り化に関する調査研究)	経済産業省	22,026,950
【その他】		39,756,530
経済構造実態調査に関するデジタル広告の掲載業務	総務省	1,954,700
2025(令和7)年国民生活基礎調査動画マニュアル・広報用動画改修業務	厚生労働省	3,450,700
賃金構造基本統計調査「統計情報データベース」登録用データの作成等一式	厚生労働省	3,141,600
令和6年度商業動態統計(丁2調査)POSデータ等組替集計業務	経済産業省	22,629,530
内航船舶輸送統計母集団調査を踏まえた標本設計等業務	国土交通省	8,580,000

3.2 ガイドライン推進小委員会

3.2.1 ガイドライン推進小委員会の活動

(1) 目的

当小委員会の目的は、民間企業の府省委託業務への参入意欲を高めるため、参入障壁となっている課題の解消に向けた活動を行なうことである。

(2) 検討課題

当委員会では、主に以下の課題について取り組んだ。

(イ) 受託事業者視点による統計調査仕様書・要領の確認、評価

本稿 3.2.2 以降に詳細を記述した。

(ロ) 評価会員社の統計調査市場参入に向けた情報提供と相談窓口の設置

協会ホームページの「官公庁入札への参加に必要な入札時に加点対象となる認定資格について」に情報を追加した。

会員社向けに情報提供の案内メール、質問募集のメールを送付した。

(3) 運営体制

当委員会は、以下のメンバーで運営した。

◎ (一社)新情報センター	平栗 紀生
イプソス（株）	佐藤 秀典
(株)サーベイリサーチセンター	土屋 堯
(一社)中央調査社	山田 裕介
(株)日経リサーチ	小島 知香子
(一社)輿論科学協会	鈴木 傑

◎：リーダー

3.2.2 入札案件の仕様書評価の要約

(1) 評価項目の設定

評価項目は、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン（令和4年3月23日改正）」に準拠して作成した。また、2022年度より「実施要領における競争性改善上のチェックポイント（平成27年3月）」、「官民競争入札および民間競争入札の実施要綱に関する指針（平成31年3月）」、「統計調査業務に関する民間競争入札実施要領（平成24年4月）」から項目を追加しているが、今年度もそれを踏襲した（一部項目の文言修正を実施）。これは、民間調査会社の公的統計参入における課題を踏まえて、ガイドラインに留まらず受託事業者として仕様書記述に期待するポイントを加えることで、より実効性のある仕様書評価とするためである。

上記の追加によりチェックリストは全 127 項目とした。仕様書の評価方法は、これまで当小委員会が実施してきた方法を踏襲し、各評価項目について下記の判定基準に基づき「○」「△」「×」の判定を行った。

【判定基準】

「○」：ガイドラインの求める事項が入札説明書・仕様書等に記載されている、または扱いが妥当と判断される項目。

「△」：記載はあるが不十分、要件を満たしているか判断がつかない項目。

「×」：記載されていない、または扱いが妥当ではないと判断される項目。

(2) 対象とした仕様書の概要

評価対象案件は、公的統計への新規参入のしやすさを計る観点から、受託金額や J M R A 会員社受託有無、過去の本小委員会での取り扱い有無等を総合的に勘案し、表 3-2-1 の 3 事業を選定した。

表 3-2-1 3 入札案件の調査仕様の概要

	令和 5 年度野生鳥獣資源利用実態調査 (農林水産省)	令和 5 年度環境保健 サーベイランス調査 (6 歳児) に係る集計に関する委託業務 (環境省)	2023 年度（令和 5 年度） 特定非営利活動法人に関する実態調査及び 2022 年度（令和 4 年度） 市民の社会貢献に関する実態調査に関する集計作業等（内閣府）※
統計の種類	一般統計	一般統計	一般統計
調査時期	周期：毎年 調査時期：5 月～6 月	周期：毎年 調査時期：6 月	周期：3 年に一度 調査時期：7 月～10 月
調査対象	野生鳥獣の食肉処理を行っている食肉処理施設	調査協力自治体（31 自治体） 国公立小学校（6 歳児）	全国の N P O 法人
調査客対数	約 950 施設	70,000 人程度	約 6,550 法人
調査系統	本省一民間事業者一自治体・ 教育委員会一小学校一報告者	本省一民間事業者一自治体・ 教育委員会一小学校一報告者	本省一民間事業者一報告者
民間委託の状況	落札者の決定方法	最低価格落札方式	総合評価落札方式
	調査票等の印刷	○	○
	調査票等の配布・回収	○郵送配布、メール送信一郵送・オンライン、メール、FAX 回収	○小学校を通じての調査票配付回収 ○郵送配布一郵送・オンライン回収
	個票審査 ・疑義照会	○	△疑義照会は実施せずデータクリーニングのみ実施
	集計 ・データ入力	○データ入力	○
	報告書作成	—	○

※次項では「令和 5 年度特定非営利活動法人に関する実態調査（内閣府）」と記載する。

(3) 評価結果

① 評価結果の要約

評価結果は下記一覧の通りであった。

表 3-2-2 3 入札案件の仕様書チェック結果の要約

評価項目数	令和5年度 野生鳥獣資源 利用実態調査 (農林水産省)				令和5年度 環境保健サーベイランス 調査(6歳児)に係る 集計に関する委託業務 (環境省)				令和5年度 特定非営利活動法人 に関する実態調査 (内閣府)				
	○ 件数	△ 件数	× 件数	非 該 当	○ 件数	△ 件数	× 件数	非 該 当	○ 件数	△ 件数	× 件数	非 該 当	
1 委託先の適切な選定 (13項目)	13	8	-	-	5	7	-	1	5	12	-	-	1
2 委託実施状況等に関する情報開示 (2項目)	2	2	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	1
3 確保されるべき統計の品質に関する事項 (5項目)	5	4	1	-	-	-	-	1	4	3	-	1	1
1~3 小計	20	14	1	-	5	7	-	3	10	16	-	1	3
	※	93%	7%	0%		70%	0%	30%		94%	0%	6%	
4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保													
(1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保 (63項目)													
ア 秘密の保護の徹底	2	1	-	1	-	2	-	-	-	2	-	-	-
別紙：調査票情報等の適正な管理のため委託先 が講ずるべき措置 (52項目)	52	15	6	24	7	4	3	39	6	51	-	-	1
イ 調査票情報等の適正な管理	6	1	5	-	-	6	-	-	-	6	-	-	-
ウ ア、イ以外の措置	3	2	-	1	-	2	-	1	-	2	-	1	-
4 (1) 小計	63	19	11	26	7	14	3	40	6	61	-	1	1
	※	34%	20%	46%		25%	5%	70%		98%	0%	2%	
(2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理 (15項目)													
ア 民間事業者への報告要求と監査、管理指標の設定													
① 委託業務の実施状況の確認													
【郵送調査・オンライン調査（電子メール 使用含む）及び調査員調査の共通事項】	6	-	6	-	-	2	-	2	2	6	-	-	-
【調査員調査】	4	-	-	-	4	-	-	-	4	-	-	-	4
② 上記①の達成状況に応じて委託先に助言・ 指導等を実施／イ～エ	5	1	-	4	-	-	-	5	-	-	-	5	-
4 (2) 小計	15	1	6	4	4	2	-	7	6	6	-	5	4
	※	9%	55%	36%		22%	0%	78%		55%	0%	45%	
(3) 委託する業務に応じて定めるべき事項 (23項目)													
ア 郵送調査・オンライン調査（電子メール使用含む）及び調査員調査の共通事項													
【共通】	3	2	-	-	1	1	-	-	2	1	-	1	1
【企画】	3	-	-	-	3	-	-	-	3	-	1	-	2
【実査準備】	2	2	-	-	-	1	-	-	1	2	-	-	-
【実査】	3	2	-	-	1	-	1	-	2	-	2	-	1
【審査】	3	2	-	-	1	1	-	-	2	-	3	-	-
【集計、分析・加工、公表・提供】	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-
【その他】	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1
イ 調査員調査方式による統計調査業務【実査】	7	-	-	-	7	-	-	-	7	-	-	-	7
4 (3) 小計	23	8	-	-	15	3	1	-	19	3	7	1	12
	※	100%	0%	0%		75%	25%	0%		27%	64%	9%	
(4) 委託期間、業務スケジュールの適切性につい ての項目 (2項目)	2	2	-	-	-	1	1	-	2	-	-	-	-
(5) その他、委託にあたり事前に明確化、定めて おくべき項目 (4項目)	4	1	-	3	-	-	3	1	-	1	2	1	-
4 (4)(5) 小計	6	3	-	3	-	-	4	2	-	3	2	1	-
	※	50%	0%	50%		0%	67%	33%		50%	33%	17%	
合 計	127	45	18	33	31	26	8	52	41	89	9	9	20
	※	47%	19%	34%		30%	9%	60%		83%	8%	8%	

※小計及び合計の比率は、評価項目数から「非該当」を除いた値を分母として算出している。

② チェック結果一覧

		野生鳥獣 資源利用 実態調査	環境保健 サーベイ ラ NS調査	特定非営利 活動法人 実態調査
1 委託先の適切な選定(13項目)				
1	ア 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の確認	○	○	○
2	イ (保有が望ましい)資格・認証等の保有状況への留意	○	○	○
a2	競争性を阻害するような特定の業者しか応札できない等の資格要件がないこと	○	○	○
a3	業務従事者に法令で義務付けられていない資格要件を求める場合、必須項目でなく加点項目であること	—	—	○
3	(遂行能力確認事項)① 実施体制	○	○	○
4	(遂行能力確認事項)② 知識・経験・能力	○	×	○
5	(遂行能力確認事項)③ セキュリティ対策	○	○	○
c2	情報セキュリティ管理に関する入札参加資格の設定が、特定の業者しか応札できない等競争性を阻害する要件になっていないこと	○	○	○
6	加点要件の考慮 (プライバシーマーク、ISO9001、ISO20252、ISMS)	—	—	○
7	原則として受託実績を問わない(総合評価方式は別)	○	○	—
a4	業務実績が参入障壁とならないよう、必須項目でなく加点項目であること (新規参入を促すため同一、もしくは類似業務実績が過度に高く評価されない)	—	—	○
a5	類似実績を評価対象とする場合、類似実績とみなす範囲を明らかにすること (業務実施にあたり有益な知見・ノウハウを有する業態を広く含め、官公庁等特定業態にこだわらないこと)	—	—	○
8	ウ 高品質確保必要時、価格だけでない選定方法(総合評価方式等)	—	—	○
2 委託実施状況等に関する情報開示(2項目)				
9	ア 前回実施に要した人員、使用施設・設備、調査の実施方法(印刷部数、照会・督促件数等)等実施状況に関する情報	○	×	○
10	イ 調査実施体制に関する情報(統計調査が複数の委託業務からなる場合の各実施機関(府省、地方支分部局、自治体、民間)の業務内容・範囲等情報を入札説明書等で明示)	○	—	—
3 確保されるべき統計の品質に関する事項(5項目)				
11	ア 確保されるべき品質の目標 (ア) 回収率、記入率等(回収状況、記入状況の質)	○	—	○
12	・ 非協力率(非協力を理由とする代替件数の取集件数に対する割合) (実査の質)	○	—	—
13	・ 上記2指標の内容・趣旨等の適切な説明	○	—	○
14	(イ) 理由なく(ア)を未達成の場合の措置(定めるよう努める)	○	—	○
15	イ 委託先の内部監査等の実施	△	×	×
4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保				
(1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保(11項目) (*別紙: 52項目)				
	ア 秘密の保護の徹底 (ア) 各府省が講ずべき措置			
16	① 入札参加者に秘密保護規定を提出させる	×	○	○
17	② 委託調査毎にHP等で信頼性の確保に関し国民及び企業に広報・啓発する	○	○	○
別紙	(イ) 委託先が講ずべき措置			
	イ 調査票情報等の適正な管理			
18	(イ) 委託先は調査票情報を扱う者の権限・責務等を明確にし、適正な管理を行う者の範囲を定める	○	○	○
	(ウ) 各府省と委託先との間であらかじめ定めておく事項			
19	① 調査票情報等の受払い、搬送及び保管の方法等の手続	△	○	○
20	② 調査票情報等の複写、貸与及び提供の禁止	△	○	○
21	③ 調査票情報等の不要となったデータの消去及び入出力媒体の廃棄	△	○	○
22	④ 再委託先に関する事項	△	○	○
23	(エ) 調査票情報等の使用、保管、処分等に当たり紛失、漏えい等が生じない適正な管理を行わせる	△	○	○

野生鳥獣 資源利用 実態調査	環境保健 サーベイ ラーンス調査	特定非営利 活動法人 実態調査
----------------------	------------------------	-----------------------

	ウ ア、イ以外の措置 (7) 「かたり調査」の疑義や不信感を抱かせない対応			
24	① 実施主体が国であることの明示、各府省HP等で調査名、民間事業者名等を公開	○	○	○
25	② 依頼文書等で委託先に加えて各府省の連絡先等を明記	○	○	○
26	(イ) 各府省は報告者への礼状や調査結果の送付等に努める	×	×	×
	(2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理(15項目)			
	ア 民間事業者への報告要求と監査、管理指標の設定 ① 委託業務の実施状況の確認 【郵送調査・オンライン調査(電子メール使用含む)及び調査員調査の共通事項】			
27	i)調査票の誤送付等の状況	△	×	○
28	ii)調査項目別の未記入及び不備の状況	△	×	○
29	iii)調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況	△	○	○
30	iv)照会対応の状況及び効果(疑義再照会率等)	△	—	○
31	v)督促の実施状況及び効果(督促後回収率等)	△	—	○
32	vi)収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理状況	△	○	○
	【調査員調査】			
33	i)調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制	—	—	—
34	ii)調査員への指導状況	—	—	—
35	iii)報告者への訪問状況	—	—	—
36	iv)不在等の場合における再訪問の実施状況	—	—	—
37	② 上記①の達成状況に応じて委託先に助言・指導等を実施	○	×	×
38	イ ア②で状況が改善しない場合の受託事業者への改善措置要求	×	×	×
39	上記改善措置による委託先の相当程度の経費等負担についての協議、決定	×	×	×
40	ウ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び実査時自らの宣伝・他業務の同時実施等ないことの確認	×	×	×
41	エ 委託先に業務実施に関する内部方針や手続を定めさせ、その内容を確認	×	×	×
	(3) 委託する業務に応じて定めるべき事項(23項目)			
	ア 郵送調査・オンライン調査(電子メール使用含む)及び調査員調査の共通事項 【共通】			
42	・従事者に対する知識・業務能力を維持するための教育・訓練の実施	○	—	○
43	・特別な配慮をする調査対象者(子ども、外国人、障害者など)への対応及びそれらの記録方法	—	—	—
44	・委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報(非協力者の多い地域や施設等)を含む事業完了報告書の作成及び提出方法	○	○	×
	【企画】			
45	・調査票の変更を行う場合、実査可能性、内容・変更の妥当性及び調査結果への影響等の必要な検証・検討及びそれらの実施結果記録方法	—	—	—
46	・標本設計の場合、抽出方法・手順、及びその実施状況の記録方法	—	—	△
47	・モニター調査を活用する場合、選定されたモニターと選定条件との適合状況の確認及びその実施結果の記録方法	—	—	—
	【実査準備】			
48	・調査対象者への調査実施の意義・重要性、統計作成機関・調査実施機関の情報の周知方法	○	—	○
49	・調査関係書類・用品等の作成方法、及びそれらの発送方法	○	○	○
	【実査】			
50	・調査票の配布・回収・督促の方法、及びその実施結果の記録方法	○	—	△
51	・調査対象者への対処方法、及びその実施状況の記録方法	○	—	△
52	・調査対象者に対して報奨を供与する場合、報奨内容・授受の方法(報奨授受に当たっての留意点含む)、及びそれらの実施状況に関する記録方法	—	△	—

		野生鳥獣 資源利用 実態調査	環境保健 サービ ラス調査	特定非営利 活動法人 実態調査
【審査】				
53	・取集後の調査票(紙)又は調査票データの審査・確認方法、訂正方法、及びそれらの実施状況の記録方法	○	-	△
54	・機器・ソフトウェア・人手等による調査票データの作成方法、機器・ソフトウェアに実装すべき性能・機能、手入力時の入力データの検証方法、及びそれらの実施結果の記録方法	○	○	△
55	・分類に関する統計基準以外で集計する場合、分類・格付されたデータの検証手順・方法、及びそれらの実施結果の記録方法	-	-	△
【集計・分析・加工・公表・提供】				
56	・集計表その他出力結果の集計の方法、出力結果の確認・チェックの方法、及びそれらの実施状況の記録方法	-	-	△
【その他】				
57	・電子調査票等システムを作成する場合、システムの仕様、その仕様と作成されたシステムとの合致確認、及びそれらの実施結果の記録方法	-	-	-
イ 調査員調査方式による統計調査業務				
【実査】				
58	・調査員の安全対策の内容、及びそれらの実施状況の記録方法	-	-	-
59	・採用する調査員の業務経験、保有資格、調査活動状況等の情報管理の方法	-	-	-
60	・調査業務に初めて従事する調査員に対する業務遂行上必要とする能力を習得するための基礎的教育・訓練の実施、及びそれらの実施状況の記録方法	-	-	-
61	・調査員証の発行・交付方法、及びそれらの実施状況の記録方法	-	-	-
62	・調査員に対する実査業務に係る説明内容(調査票の配布、取集期間、担当調査区の範囲、調査対象者の選定方法、調査実施方法、秘密保護を含む調査票の取扱い、指導員証・調査員証の管理方法、その他必要事項)、それらの説明方法、及びそれらの実施状況の記録方法	-	-	-
63	・調査員に対して個別に指示(軽微なものを除く)した場合の内容及びその実施状況の記録方法	-	-	-
64	・被調査確認等、調査実施後の調査員活動の事後確認の方法、及びその実施結果の記録方法	-	-	-
(4) 委託期間、業務スケジュールの適切性についての項目 (2 項目)				
a1	事業期間が適切に設定されていること(設備やスキル構築投資の観点から複数年契約が設定されている、もしくは長期化によるコスト予見の困難さから事業期間が適切に短縮化されている)	○	△	○
c1	リストをまとめる期間等が類似実績のある業者しか対応できないような期間設定で新規参入の妨げになつていいないこと	○	×	○
(5) その他、委託にあたり事前に明確化、定めておくべき項目(4 項目)				
b1	民間事業者の業績について国の行政機関等が監督・協議を行うために、対象公共サービスの実施状況等に關し、民間事業者と委託元である国の行政機関等が行う情報交換・協力・連携の具体的方法等について記述すること	×	△	△
b2	民間事業者の責に帰すことができない事由により、事業内容や業務量等が変動したり、追加的な業務が発生したりする場合に、委託費の調整(増減)を行う基準や手続き、また、国の行政機関等と民間事業者が追加費用や経費を分担する基準や手続きをあらかじめ定めておくこと。その際、税制度の申請・変更による費用負担についても明示すること	×	×	×
b3	民間事業者が適正かつ正確に事業を実施しているかどうかについて、国の行政機関等が把握するため、原則として定期的な報告を求めることとし、報告の内容、頻度、報告様式、その他の方法について定めること	○	△	△
a6	【表現明確化】業務内容(作業内容)を具体的に特定する。「～等を行う」、「～が望ましい」、「必要に応じて」、「～以外を実施する」、「(記載された業務内容は) 最低限の要求事項である」、「その他必要に応じて」等の曖昧な記載をしない。求める成果だけではなく、プロセスを明記する(「データを集める」ではなく、「～を行って、データを集める」等)	×	△	○

・ガイドライン準拠チェックリストの評価項目 64 (別途、別紙項目 52)
 「4 (1) イ (7) 管理する情報の範囲について」は割愛

・追加資料 (a～c) の指摘項目からの抽出項目 11

a) 実施要領における競争性改善上のチェックポイント (6)

b) 官民競争入札および民間競争入札の実施要綱に関する指針 (3)

c) 統計調査業務に関する民間競争入札実施要領 (2)

野生鳥獣 資源利用 実態調査	環境保健 サービス ランス調査	特定非営利 活動法人 実態調査
----------------------	-----------------------	-----------------------

【別紙】調査票情報等の適正な管理のため委託先が講ずるべき措置					
1 組織的管理措置					
76	(1) 調査票等情報の適正管理に関する基本方針の策定		×	×	○
	(2) 管理体制等				
77	2 委託先は、調査票情報等を適正に管理するため、管理責任者を置く	○	○	○	
78	3 管理責任者は、必要に応じてその事務の一部を担当させるため、管理担当者を指定する	○	△	○	
79	4 管理責任者は、調査票情報等の管理に係る業務を適正に運営するため、調査事務従事者の事務の範囲及び責任を明確にする	○	×	○	
80	5 管理責任者は、調査票情報等の管理に係る業務において、災害時等の非常時における対策を定めるとともに、その内容を調査事務従事者に周知する	×	×	○	
81	6 管理責任者は、調査票情報等を取り扱うことができる調査事務従事者、及び取り扱うことができる調査票情報等の範囲を定める	○	×	○	
82	7 管理責任者は、委託業務に従事する者に対し秘密保持についての厳重な管理・監督を行わせる	○	△	○	
83	8 管理責任者は、保存期間が経過した調査票情報等を廃棄する場合は、焼却、溶解、消去等の措置を講ずる	—	○	○	
84	9 電子計算機による集計処理は、集計管理者の指示又は承認を受けた者が行う	—	—	○	
85	10 管理責任者は、電子計算機による集計処理の実施状況を把握するため、集計処理に応じた実績を記録し、計画との照合等を行う	—	—	○	
86	11 管理担当者は、電磁的記録の障害の有無等について、定期的に又は随時、点検を行い、適切な管理を実施するとともに、その結果を各府省に報告する	△	×	○	
87	12 管理責任者は、各府省が指定したドキュメントの外部への持ち出し、複写、廃棄等について、その管理上必要な手続を定める	△	×	○	
88	13 管理責任者は、各府省から貸与を受けたシステム設計書、オペレーション手引書、プログラム説明書、コードブック等のドキュメントのうち、各府省が外部に知られることを適當としないものと指定したものについては、所定の場所に保管する等の措置を講ずる	△	×	○	
89	14 各府省の指定したドキュメントの管理は、管理担当者が行い、定期的に又は随時、点検を行う	△	×	○	
90	15 管理責任者は、1~5に掲げる適正管理に関する事務の統括を実施する	×	×	○	
	(3) 管理簿の整備等				
91	16 管理責任者は、管理簿における管理の単位、管理項目、管理担当者、記載内容等について、委託元の府省と調整の上決定する	×	×	○	
92	17 管理責任者は必要に応じて調査票情報等の管理担当者を設定し、受払い、保管に関し、必要な事項の管理簿への記録、点検を行う	×	×	○	
93	(4) 調査票情報等の適正管理に関する規定の作成等 調査票情報の適正管理に関する規定を策定し、調査業務従事者等に周知徹底する	×	×	○	
	(5) 点検及び監査				
94	19 点検：管理責任者は定期的に点検を行い問題が発生していないか確認し、必要な時は速やかに指導等を行う。また、管理担当者に自己点検を行わせ適正管理の徹底を図る	×	×	○	
95	20 監査：調査票情報等を取り扱う者以外の者は、上記点検の適正性の確認を行う等の監査を行う	×	×	○	

			野生鳥獣 資源利用 実態調査	環境保健 サーベイ ランス調査	特定非営利 活動法人 実態調査
	(6) 事故発生時の対策				
96	21	管理責任者は、調査票情報等の紛失、消失、汚損等の事故が発生したときは、速やかにその経緯、被害状況等を調査するとともに、その調査結果について各府省に報告する。また、速やかにその指示に従い必要な措置を講ずる	○	○	○
97	22	管理責任者は、事故の原因分析に努め、必要な再発防止策等の措置を講ずる	○	×	○
2 人的管理措置					
	(1) 研修の実施等				
98	23	従事者(調査員含む)への統計法の守秘義務・罰則規定の周知徹底	○	×	○
99	24	従事者に対する秘密保持の厳重な管理・監督をさせる	○	○	○
100	25	調査員に秘密保持誓約書を提出させ、委託先で所要期間保管	—	—	—
101	26	委託先は再委託先に上記と同様の措置を行わせる	○	×	○
102	(2) 調査票情報等を取り扱う者の非該当条件(個人情報保護違反等関連法令規定違反)の確認		×	×	○
3 物理的管理措置					
	(1) 執務室等の安全確保／(2) 調査票情報等を取り扱う区域の特定及び入退室管理				
103	28	管理責任者は、必要に応じ、調査票情報等の保管室等への入室資格者を定めるとともに、入室目的の確認、入退室の記録、部外者の識別化及会い等の措置を講ずる	×	△	○
104	29	管理責任者は、必要に応じ、調査票情報等の保管室等の出入口の特定化による入退室の制限等の措置を講ずる	×	×	○
105	30	管理責任者は、必要に応じ、機械による入退室管理のパスワード、識別カード等を設け、その管理方法(登録、発行、更新、変更、抹消、保管等)を定め、これを見直してパスワードの見読防止、識別カードの不当使用防止等の措置を講ずる	×	×	○
	(3) 保安対策				
106	31	執務室等における不正・犯罪に備え、業務時間外は必ず施錠、固定する等による持ち出し防止対策を講ずる	×	×	○
107	32	調査票情報等をロッカー等に一時保管する場合、その都度施錠を行い不正持ち出しを防止する措置を講ずる	×	×	○
108	33	特に調査票情報等は所定の場所に保管することとし、防犯ベルや監視設備の設置等の防犯措置を講ずる	×	×	○
109	34	管理責任者は調査票情報等について所定の場所に保管し、重要度に応じ、耐火・耐熱庫への保管、施錠措置を講ずる	△	×	○
110	35	災害から調査票情報等を保護するため、重要度に応じ耐震、防火、防煙、防水等災害対策の措置を講ずる	×	×	○
	(4) 調査票情報等の削除等				
111	36	サーバーや情報システム等に保管されていた調査票情報等を削除する場合、専用ツールの活用、物理的な破壊等復元困難にするための適切な措置を講ずる	×	×	○
112	37	調査票情報等を取り扱うサーバーや情報システムの移行の際は、記録データのバックアップ措置等確実に移行する	○	×	○
113	38	ソフトウェアのバージョンアップにあたっては必要に応じて記録データのバックアップ措置を行う等万全の対策を講ずる	○	×	○
114	39	バックアップ措置やデータの削除等を行った場合は、その記録(措置日、措置内容等)を保存する	○	×	○

野生鳥獣 資源利用 実態調査	環境保健 サーベイ ランス調査	特定非営利 活動法人 実態調査
----------------------	-----------------------	-----------------------

4 技術的管理措置

(1) 電子計算機等の利用者の限定					
115	40	管理責任者は、電子計算機の使用に関し、パスワード、識別カード等を設けるとともに、その管理方法（登録、発行、更新、変更、抹消、保管等）を定め、定期的に又は随時、これを見直し、パスワードの見読防止、識別カードの不正使用防止等の措置を講ずる	×	×	○
116	41	調査票情報取扱者は自己のパスワードを他人に知られないよう管理し、定期的にパスワードを更新する	×	×	○
117	42	調査票情報を取り扱う端末は、従事者が離席する場合等はスクリーンロック等不正操作対策を講ずる	×	×	○
118	43	管理責任者は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）に記録された内容の秘匿の必要性の度合いに応じ、特定の集計処理を特定のコンピュータに限定する、又は使用者に応じてアクセス可能な領域、機能を限定する等の措置を講ずる	×	×	○
119	44	外部と接続しているコンピュータを利用する場合は、ファイアウォール（外部からの不正なアクセスを遮断し、内部から外部にアクセスできる仕組み）の設定を行う	○	×	○
(2) 電子計算機等における漏洩防止等対策					
120	45	アンチウイルスソフトウェア、セキュリティパッチの導入、スクリーンロックの導入、定期的なデータのバックアップ等適切なセキュリティ対策を講ずるほか、必要に応じて出力機器又はメールの利用制限、外部ネットワークとの遮断を行う	×	×	○
121	46	電子計算機について、証跡管理機能を設けログデータを管理することによって漏洩等事故に備え、可能であれば定期的データ解析により漏洩等がないか確認する	○	×	○
122	47	集計処理時における調査票情報等の取扱いは、管理責任者又は管理担当者の指示又は承認を受けた者が行い、日々の集計のための作業が終了した後は、所定の場所に収納する。集計処理時にサーバーからクライアントに情報を移行して処理する場合において、集計処理が終了した後は、クライアントの情報を消去し、サーバーの定められたエリアに情報が格納されたことを確認する	-	-	○
123	48	集計処理は、各府省と協議して作成する計画に従って行い、管理担当者は、集計処理の内容に応じた実績の記録を行い、計画との照合等の措置を講ずる	-	-	○
124	49	管理責任者は、調査票情報等の集計処理の実績記録の内容を点検し、その実施状況を確認する措置を講ずる	-	-	○
125	50	管理責任者は、電磁的記録のアクセスモニタリング機能（不正が行われていないかを監視するために、電磁的記録へのアクセス記録を採取し、記録する機能）を設け、その記録を定期的に又は随時分析する等の方法により、不正アクセスに対し適切な対応を行う	△	×	○
126	51	調査票情報等、及びその他必要があると認められるデータについては、その滅失、棄損等に備え、必ず記録データのバックアップ措置を取る	×	×	○
127	52	大規模災害等により生ずる支障の有無を検討し、支障があると認めるときは、別の遠隔地にバックアップデータを保管する等適切な措置を講ずる	×	×	○

③ 評価結果全体概要

3 案件それぞれの全体結果について全 127 項目から非該当項目を除くと、「野生鳥獣資源利用実態調査」は 96 項目中「○」「△」が 63 項目 66%、「×」が 33 項目 34% であった。「環境保健サーベイランス調査」は 86 項目中「○」「△」が 34 項目 40%、「×」は 52 項目 60% であった。「特定非営利活動法人実態調査」は 107 項目中「○」「△」が 98 項目 92%、「×」は 9 項目 8% であった。

大項目別にみると「1 委託先の適切な選定」では、3 案件で「○」が大半であったが、「環境保健サーベイランス調査」では、「(遂行能力確認事項) 知識・経験・能力」の項目が「×」であった。

「2 委託実施状況等に関する情報開示」では、「ア 前回の実施方法等実施状況に関する情報」については「野生鳥獣資源利用実態調査」、「特定非営利活動法人実態調査」では「○」であったが、「環境保健サーベイランス調査」では「×」であった。

「3 確保されるべき統計の品質に関する事項」では、「(ア)回収率、記入率等(回収状況、記入状況の質)」については、「野生鳥獣資源利用実態調査」、「特定非営利活動法人実態調査」では「○」が過半となった。

「4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保 (1)報告者の秘密保護及び信頼性の確保」では、「特定非営利活動法人実態調査」で「○」が過半となったが、「野生鳥獣資源利用実態調査」では「×」が 26 項目、「環境保健サーベイランス調査」では「×」が 40 項目となった。

「4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保 (2)業務の実施状況の確認及び実施過程の管理」では、「野生鳥獣資源利用実態調査」、「環境保健サーベイランス調査」で「△」「×」が多くを占めた。

「4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保 (3)委託する業務に応じて定めるべき事項」では、3 案件とも「○」「△」が過半となった。

「4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保 (4)委託期間、業務スケジュールの適切性」では、「野生鳥獣資源利用実態調査」、「特定非営利活動法人実態調査」では 2 項目とも「○」の判定であったが、「環境保健サーベイランス調査」では「○」の項目がなかった。

「4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保 (5)その他、明確化、定めておくべき項目」については、「△」「×」が大半で、特に「民間事業者の責に帰すことができない事由により、事業内容や業務量などが変動したり、追加的な業務が発生したりする場合に、委託費の調整（増減）を行う基準や手続き、また、国の行政機関等と民間事業者が追加費用や経費を分担する基準や手続きをあらかじめ定めておくこと。その際、税制度の申請・変更による費用負担についても明示すること」については、3 案件とも記載が不十分で、「×」と判定した。

(4) 評価結果からの課題・要望等

- ・統計調査の委託先の適切な選定方法や基準については、ほぼ適切に記述されていた。
- ・一方、ガイドライン（別紙1）で詳述されている「調査票情報等の適正な管理のため委託先が講ずるべき措置」の「組織的管理措置」「物理的管理措置」「技術的管理措置」についての記述が不十分なものが見られ、委託先のセキュリティ管理体制の確認不足が懸念される。
- ・また想定外の調査仕様の変更について、その対応方針についての記述がないことは委託先にとって不当な不利益につながる恐れがあるだけでなく、調査品質への影響も懸念される。今回の対象案件だけでなく長年改善されていない課題である。

今年度は仕様書評価の対象の幅を広げ、一般統計調査で落札者の決定方法が最低価格方式の案件や落札価格が1千万円以下の案件も取り上げた。これは一般的に新規参入事業者にとってハードルが高い調査規模が数十万サンプルを超える大型案件や、高い知識や経験などを求められる案件以外の公的調査の仕様書においても、ガイドラインに準じたわかりやすい記述がされているのかを確認する意図による。

評価結果としては、案件によって大きな差があった。「○」と評価した項目が「特定非営利活動法人実態調査」では83%となる一方、「野生鳥獣資源利用実態調査」では47%、「環境保健サーバランス調査」では30%に留まり大きな差が見られた。低い評価となった後二者は、特に「調査票情報等の適正な管理のため委託先が講ずるべき措置（統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン（令和4年3月改正）別紙1）に提示されている統計調査の委託者に求める幅広い情報セキュリティ管理体制や能力についての具体的な記述が不十分なことによるもの。

また「4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保（5）その他、委託にあたり事前に明確化、定めておくべき項目」の「民間事業者の責に帰すことができない事由により、事業内容や業務量などが変動したり、追加的な業務が発生したりする場合に、委託費の調整（増減）を行う基準や手続き、また、国の行政機関等と民間事業者が追加費用や経費を分担する基準や手続きをあらかじめ定めておくこと。その際、税制度の申請・変更による費用負担についても明示すること」については3案件とも「×」であった。これは民間事業者の責によらない事情の場合でも、追加的な業務の費用が受託者負担となることが避けられないことを意味する。特に最低価格落札方式による案件においては入札者は余裕のないぎりぎりの費用で入札額を積算していることが想定されるため、想定外の作業負荷、費用負担が生じることは民間事業者の統計調査への取り組み意欲を削ぐだけでなく、調査品質にも影響を与えることになる。現状では困難を伴う落札額以外の追加予算措置についての施策と併せて、双方にとって妥当な対策についての仕様書への記載を求める。

3.2.3 3 案件の仕様書評価結果

(1) 令和5年度野生鳥獣資源利用実態調査（農林水産省）

① 対象案件資料の概要

入手した資料のタイトルと概要は以下の通り

(イ) 入札件名：令和5年度野生鳥獣資源利用実態調査

(ロ) 配布資料

- ・入札説明書（5頁）
- ・仕様書（本体）
- ・仕様書（別紙）
- ・入札心得（最低価格）
- ・入札説明書・心得別紙様式
- ・契約書（案）

(ハ) 仕様書の構成（項目は仕様書の様式に準ずる）

1. 業務名
2. 業務の概要及び目的
3. 野生鳥獣資源利用実態調査業務の内容
4. 調査対象候補者名簿整備業務の内容
5. 実績計画書の作成、実施体制の整備
6. 履行期間
7. 成果物及び納入期限
8. 貸与物件
9. 作業の実施に当たっての留意事項
10. 作業の実施に当たっての遵守事項
11. 入札参加要件
12. その他

別紙1～13 野生鳥獣資源利用実態調査業務

別紙14～24 調査対象候補者名簿整備業務

別紙25～27 共通

② 調査の概要

仕様書の「2. 業務の概要及び目的」で、本調査は（1）野生鳥獣資源利用実態調査業務と（2）調査対象候補者名簿整備業務で構成すると記載されている。野生鳥獣資源利用実態調査業務では、野生鳥獣の食肉等の処理実態等を調査し、鳥獣被害防止対策の一環として取り組まれる野生鳥獣の食肉等への利活用の推進に向けての施策を的確に立案・推進するための基礎資料を整備することを目的として実施する。調査対象候補者名簿整備業務では（1）を実施するための調査対象候補の野生鳥獣の食肉処理を行っている全ての食肉処理施設の情報を把握・整備することを目的として実施する。

(イ) 調査対象

食肉処理業の許可を有する食肉処理施設のうち、野生鳥獣の食肉処理を行っている全ての施設。調査対象数は約 950 施設。

(ロ) 調査対象選定の方法

担当部署が提示する「調査対象候補者名簿」の食肉処理施設の電話番号に基づき全ての食肉処理施設に電話連絡をし、協力依頼を行う。調査資材の送付先変更や調査方法の変更の意向があった場合は「調査対象候補者名簿」の調査票の送付先を更新する。

(ハ) 調査の方法

対象施設に調査票を郵送し、調査対象者が記入した調査票を郵送、オンライン調査システム、電子メール、FAX のいずれかにより回収する。

③ 仕様書チェックリストによる評価結果

(イ) 総括

仕様書チェックリストの要約結果は表 3-2-2 のとおりで、非該当 31 項目を除く 96 項目中、仕様書などに満たされている項目（「○」）は 45 項目で 47%、「△」18 項目を合わせると 66%となる。一方、「×」は 33 項目で 34%となる。

(ロ) 各項目の結果

1. 委託先の適切な選定（13 項目）

- ・仕様書や入札説明書に「応札者に求める条件」が明示されており、いずれも通常求められる条件となっている。
- ・総合評価方式でなく、一般競争入札方式のため、（入札時の）加点要素の有利不利は見られない。

2. 委託実施状況等に関する情報開示（2 項目）

- ・仕様書に各工程ごとの昨年実績（配付実績、疑義照会件数、照会・督促件数等）が記載されており積算の根拠となる。

3. 確保されるべき統計の品質に関する事項（5 項目）

- ・仕様書には、野生鳥獣資源利用実態調査では回収率 100%を目指すこととし、前回調査から継続する調査対象者の回収率 80%を確保することとの記載がある。調査対象候補者名簿整理では、回収率 100%を目指すこととし、95%以上の回収率を確保することとの記載がある。いずれも過去の実績の記載があり、過去の実績との大きな差は見られない。

4. 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保

(1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保（11 項目＋調査票情報等の適正な管理のため委託先が講ずるべき措置 52 項目）

- ・報告者の秘密保護及び信頼性の確保（11 項目）については、該当 11 項目のうち「○」4 件、「△」5 件、「×」2 件とした。「×」は、入札参加者に秘密保護規定を提出させる項目が不記載であったこと、報告者から委託先の民間事業者へ提出された調査票が報告されていることを示すため、礼状や調査結果等を報告者へ送付等することに努める項目が不記載であったことによる。
- ・調査票情報等の適正な管理のため委託先が講ずるべき措置（52 項目）については、該当 45 項目のうち「○」15 件、「△」6 件、「×」24 件とした。
- ・本項は、委託先が講ずるべき具体的措置の内容を確認するものである。各項目は細かな内容となっているため、不記載事項が多く見受けられたことで「×」が増えている。なお、仕様書別紙で、情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様が添付されており、「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること」との記載がある。「情報セキュリティ対応状況・確認書」様式が仕様書別紙で定められており、証明書類と併せて提出が求められている。

(2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理（15 項目）

- ・仕様書に週 1 回程度の業務進捗状況の報告を求める記載があるが、報告内容についての具体的な言及はない。

(3) 委託する業務に応じて定めるべき事項（23 項目）

- ・【共通】、【実査】、【実査準備】、【審査】については、仕様書、別紙等に具体的に記載されている。

(4) 委託期間、業務スケジュールの適切性についての項目（2 項目）

- ・仕様書の作業項目ごとに作業期間が記載されている。それぞれの工程の期間も確保されており適切と思われる。

(5) その他、委託にあたり事前に明確化、定めておくべき項目（4 項目）

- ・本項目は「×」が 3 件と十分な委細があるとは言えない項目であった。
- ・業務進捗管理についての記載はあるが、情報交換、協力連携方法については具体的な記載は見当たらない。
- ・委託費の調整（増減）を行う基準や手続き、また、国の行政機関等と民間事業者が追加費用や経費を分担する基準や手続きなどについては仕様書にも契約書（案）にも掲載が見当たらない。
- ・仕様書記述の明確さについては、曖昧な記載が見られる。

(2) 令和5年環境保健サーベイランス調査（6歳児）に係る集計に関する委託業務（環境省）

① 対象案件資料の概要

入手した資料のタイトルと概要は以下の通り

(イ) 入札件名：令和5年環境保健サーベイランス調査（6歳児）に係る集計に関する委託業務

(ロ) 配布資料

- ・入札説明書（5頁）
- ・入札説明書 別紙1 環境省入札心得、暴力団排除に関する誓約事項、入札書等
別紙2 委託業務受託条件
- ・入札説明書 別添1 委託契約書（案）
- ・入札説明書 別添2 仕様書（14頁、うち別紙1として調査票5頁添付）

(ハ) 仕様書の構成（項目は仕様書の様式に準ずる）

- 1 業務の目的
- 2 業務内容
- 3 業務実施期間
- 4 委託業務の報告（提出期限、提出場所及び提出部数）
- 5 個人情報の取扱い
- 6 著作権等の扱い
- 7 情報セキュリティの確保
- 8 その他

- （仕様書別添）
 1. 報告書の仕様及び記載事項
 2. 電子データの仕様
 3. その他

（別記）調査実施自治体と小学校予定数

（仕様書別紙1）調査票見本「健康調査票（小学1年生用）」

② 調査の概要

仕様書の「1. 業務の目的」で「長期的かつ予見的観点をもって、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を早期に講ずるために実施すること」を目的としている。なお、調査対象および調査方法については以下のとおりである。

(イ) 調査対象

調査協力自治体（31自治体）の国公立小学校等の6歳児

（1,024校程度、70,000人程度）

(ロ) 調査の方法

本調査に協力する小学校に健康調査票を郵送し、当該小学校を通じて報告者に配布、回収する。

③ 仕様書チェックリストによる評価結果

(1) 総括

仕様書チェック結果の要約は表 3-2-2 のとおり、非該当（41 項目）を除く 86 項目中、仕様書などに満たされている項目は、「○」が 26 件 30%、「△」が 8 件 9%、「×」が 52 件 60% であった。本件は最低価格落札方式であり、業務範囲は調査票の送付、回収、データ作成であるため、非該当の評価項目が多くなっている。

(2) 各項目の結果

1. 委託先の適切な選定（13 項目）

- ・該当 8 項目のうち「○」7 件、「×」1 件とした。
・「○」は、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）等の確認と、「J I S Q 15001」に適合した個人情報管理が可能であることの証明を求めていていること、競争性を阻害する要件がない、受託実績を問わない、などを満たすことによる評価である。
・「×」は、本業務遂行に必要な知識・経験・能力を有する要員の確保状況について、確認する記載がなかったことによるものである。

2. 委託実施状況等に関する情報開示（2 項目）

- ・該当 1 項目のうち「×」1 件とした。
・「×」は、応札の参考となる前回の実施状況（人員や施設など）について、情報が不十分と判定したためである。

3. 確保されるべき統計の品質に関する事項（5 項目）

- ・該当 1 項目のうち「×」1 件とした。
・「×」は、委託先に内部監査又は内部評価を実施させ、その結果を報告させる項目がなかったことによるものである。

4. 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保

(1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保（11 項目 + 調査票情報等の適正な管理のため委託先が講ずるべき措置 52 項目）

- ・報告者の秘密保護及び信頼性の確保（11 項目）については、該当 11 項目のうち「○」10 件、「×」1 件とした。
・「○」は、扱うデータが児童の健康状態といった機微情報であるため、個人情報の適正な管理について記載がなされていることの評価である。
・「×」は、報告者への礼状や調査結果等を報告者へ送付等することに努める項目が不記載であったことによる。
・調査票情報等の適正な管理のため委託先が講ずるべき措置（52 項目）については、該当 46 項目のうち「○」4 件、「△」3 件、「×」39 件とした。

- ・本項目は、委託先が講ずるべき具体的措置の内容を確認するものである。各項目は細かな内容となっているため、不記載事項が多く見受けられたことで「×」が増えている。なお、仕様書には「受託者は『環境省情報セキュリティポリシー』に準拠したセキュリティ対策を確保すること」との記載があり、当規程のURLが参照されている。「×」評価とした項目のいくつかは、当規程に盛り込まれることが想定されたが、当規程は100ページ相当あり、該当箇所を検索すること自体が困難であるため、不記載の扱いとした。

(2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理（15項目）

- ・該当9項目のうち「○」2件、「×」7件とした。
- ・「○」は、回収状況や調査票の管理方法について、具体的な記載があったことを評価した。
- ・「×」は、前回調査の実績等を踏まえた管理指標を設定し、業務の達成状況を中心に確認、助言、指導等をする旨の記載が見られないことによるものである。

(3) 委託する業務に応じて定めるべき事項（23項目）

- ・該当4項目のうち「○」3件、「△」1件とした。
- ・「○」は、完了報告書や調査関係書類、データの作成について、業務内容が具体的に指示された項目を評価した。
- ・「△」は、一部対象校に報償費を供与する仕様となっているが、その実施状況を記録する方法までは記載がなく、当評価とした。

(4) 委託期間、業務スケジュールの適切性についての項目（2項目）

- ・該当2項目のうち「△」1件、「×」1件とした。
- ・「△」は、工程の一部について期限が明記されているが、主たる業務の成果品提出期限から最終成果品提出期限までが半年以上と長く、その間の業務が不明であるため当評価とした。
- ・「×」は、対象者名簿の情報内容、提供時期等が不明であり、名簿の加工等にかかる業務量が見込めないため当評価とした。

(5) その他、委託にあたり事前に明確化、定めておくべき項目（4項目）

- ・該当4項目のうち「△」3件、「×」1件とした。
- ・「△」は、委託元による監督・協議のため、また、実施状況を適正かつ正確に把握するため、WEB会議を定期的に開催するとあるが、具体的な内容、頻度、報告様式等についての記載がないため当評価とした。
- ・「×」は、受託者の責に帰することができない事由が発生した場合、委託費の調整や経費の分担等について、基準や手続きが不記載であったことによるものである。

(3) 2023 年度（令和 5 年度）特定非営利活動法人に関する実態調査及び 2022 年度（令和 4 年度）市民の社会貢献に関する実態調査に関する集計作業等（内閣府）

① 対象案件資料の概要

過去当小委員会で選定してきた仕様書評価案件は主に統計法に定める基幹統計又は一般統計の中から選出してきた。公的統計の民間開放が一定程度進んだ現在、新規民間事業者の参入による市場の活性化が必要である。今回は案件選出の幅を広げ、世論調査や意識調査等についても仕様書評価の対象とした。本案件は、その初回の対象となった。

入手した資料のタイトルと概要は以下の通り

(イ) 入札件名：(2023 年(令和 5 年度)特定非営利活動法人に関する実態調査及び 2022 年度(令和 4 年度)市民の社会貢献に関する実態調査に関する集計作業等)(内閣府)

(ロ) 配布資料

- ・入札説明書（8 頁）
- ・別記様式 1 入札書
- ・別記様式 2 委任状
- ・別記様式 3 契約書（案）
- ・別紙 暴力団排除に関する誓約事項
仕様書
技術等提案要領

(ハ) 仕様書の構成（項目番号は仕様書の様式に準ずる）

1. 件名
2. 目的
3. 契約期間
4. 特定非営利活動法人に関する実態調査の概要
5. 法人調査のスケジュール（予定）及び実施体制
6. 法人調査（作業）の内容
 - (1) 標本設計
 - (2) 層化・抽出
 - (3) 調査用品（依頼状・調査票など）等の準備・作成及び調査対象への送付
 - (4) 回答、調査期間中の問い合わせについて
 - (5) オンライン調査回答用ホームページの作成・管理
 - (6) 督促
 - (7) 特定非営利活動法人に関する活動計算書等のデータ入力（転記）作業
7. 法人調査のとりまとめ段階における各種チェック作業及び調査報告書等の作成
 - (1) 紙媒体、電子メールによる調査票の提出、回収段階におけるチェック
 - (2) ローデータの作成・データクリーニング

- (3) 集計表と図表の作成・チェック
 - (4) 調査報告書・概要版の作成
8. 法人調査の納品成果物
 - (1) 納品成果物
 - (2) 納品期限
 - (3) 納品場所
 9. 市民の社会貢献に関する実態調査に関する調査の概要
 10. 市民調査のスケジュール（予定）及び実施体制
 11. 市民調査のとりまとめ段階における各種チェック作業及び調査報告書等の作成
 - (1) 内閣府より提供されたローデータのデータクリーニング
 - (2) 集計表と図表の作成・チェック
 - (3) 調査報告書・概要版の作成
 12. 市民調査の納品成果物
 - (1) 納品成果物
 - (2) 納品期限
 - (3) 納品場所
 13. 監督職員（人事異動の場合は後任者等による）
 14. 検査職員（人事異動の場合は後任者等による）
 15. 連絡調整（内閣府と受注事業者間の連絡、報告など）
 16. 技術提案等の遵守
 17. 情報セキュリティ要件
 - (1) 情報セキュリティの確保
 - (2) その他の情報セキュリティ対策要件
 18. 個人情報保護、調査票情報等の適切な管理のために講ずる措置
 19. 受注事業者の責務
 20. 著作権等
 21. 資料の処分
 22. 仕様内容の変更
 23. 業務結果の情報の取扱い
 24. 準拠指針等
 25. 問い合わせ先

【別紙】個人情報取扱特記事項

② 調査の概要

改正特定非営利活動促進法(平成24年4月1日施行)において、「施行後3年を目途として、新制度の実施状況、特定非営利活動法人を取り巻く社会経済情勢等を勘案した検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」との規定が設けられた。

これを受け、法施行後の特定非営利活動法人の実態把握や課題分析・支援策検討のため「特定非営利活動法人に関する実態調査」を、ボランティア及び寄附など社会貢献に関する市民の意識・行動を把握することを目的として「市民の社会貢献に関する実態調査」を実施している。両調査とも今回で6回目の実施となる。

本業務では「特定非営利活動法人に関する実態調査」の実施と「市民の社会貢献に関する実態調査」に関する調査データの集計等を実施するものである。

調査対象および調査方法については以下のとおり。

(イ) 調査対象

全国のNPO法人：約6,550法人

(ロ) 調査対象選定の方法

層化二段無作為抽出法

(ハ) 調査の方法

郵送配布－郵送回収・又はオンライン回収

③ 仕様書チェックリストによる評価結果

(イ) 総括

仕様書チェック結果の要約は表3-2-2のとおりで、仕様書に満たされている項目(「○」)は89件で83%、「△」「×」はいずれも9件8%であり、8割以上のチェック項目について、記載が十分であると判断された。

各作業項目には作業量に必要となる人員席数や想定作業数量の記載があり、回収率目標値は前回実績を踏まえた数値が定められ、調査対象数には回収想定数が併記されていた。つまり、発注の度に当時の調査環境に応じた内容に見直した仕様書内容に直されていることが読み取ることができた。仕様書作成者が調査内容を十分理解し、また受託者に求める内容を整理し発注されているものと思われた。

(ロ) 各項目の結果

1. 委託先の適切な選定（13項目）

- ・非該当を除く12項目すべて「○」であり十分な記載がなされていると考える。

2. 委託実施状況等に関する情報開示（2項目）

- ・仕様書内に、照会対応に必要な席数や督促想定数など実績と思われる詳細な記載があり、作業量の積算に必要な情報が記載されている。1項目は非該当であった。

3. 確保されるべき統計の品質に関する事項（5項目）

- ・回収率目標については仕様書に明記されている。また回収しても集計に含めることのできない無効票についての定義の記載があり、記入状況の質の水準についても明確である。なお、目標回収率について、前回結果報告書には回収率実績 54.5% の記載があった。目標値である 50% は仕様書に記載された作業内容を行うことで到達可能性が高いことが見て取れた。さらに回収率未達の場合についてはその理由分析と報告書作成の旨記載があり、受託者が行うべき事項が明確である。

4. 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保

(1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保（63項目）

- ・61項目 98%について記載が十分である「○」となった。特に「(別紙) 調査票情報等の適正な管理のため委託先が講ずるべき措置（52項目）」は非該当 1項目を除くすべての項目について「○」となった。

当該各項目について仕様書では、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン（平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主幹課長等会議申合せ）」の指定箇所を参照させる記載となっており、チェック項目の内容はその参考先に網羅されていた。さらに、当該項目の仕様書の記載については、求める作業内容別にガイドラインの該当箇所を明示して参照させる記載となっていた。仕様書作成者がガイドライン内容まで理解していることが伺えた。

(2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理（15項目）

- ・チェック結果は「○」が 6 項目 (55%)、記載なし「×」が 5 項目 (45%) であった。
- ・実査の進捗管理である、回収や記入状況、照会対応状況等については仕様書又はガイドラインの該当箇所参照の形で記載があり「○」と判断された。強いて言えば、その進捗管理や報告のレイアウト等についても明記があるとより作業工数の積算の参考になると思われた。
- ・進捗に応じた助言指導や、受託者への改善措置要求等についての記載はなく該当項目は「×」評価となった。

(3) 委託する業務に応じて定めるべき事項（23項目）

- ・記載はあるが不十分である「△」が多く 7 項目 (64%) となった。いずれの項目も作業や手順の記載があり、また該当項目のガイドラインを参照するよう明示されているが、実施状況の記録等については記載が見られなかった。記録の内容や方法によって作業量は変動し積算に影響する。例えば、記録する内容を定量情報とするか、個別具体的な定性情報を求めるかによって、記録方法やデータ蓄積方法をその目的に合わせて構築し、それに合った運用を行う必要がある。

(4) 委託期間、業務スケジュールの適切性についての項目（2項目）

- ・仕様書のスケジュールは適切に設定されていると考えられる。
- ・新規参入の妨げになるような条件設定はない。

(5) その他、委託にあたり事前に明確化、定めておくべき項目（4項目）

- ・本項目は「○」1項目、「△」2項目、「×」1項目の評価であった。
- ・連絡調整について受託者からの進捗報告の求めの記載はあるものの、委託元との情報交換や協力・連携についての記載は見当たらなかった。
- ・事業内容や業務量の変動、それに伴う委託費の調整についての記載は見当たらなかった。実績に基づいた作業量が記載され、業務量の変動の可能性は低いものと考えられるものの、社会環境や制度の変更など様々な要因があるため記載が必要であると考えられる。
- ・表現については、あいまいさを感じさせる文言は無く、業務内容の把握に戸惑うことは無いと考える。

第4章 公的統計調査の民間委託

第4章 公的統計調査の民間委託

4.1 府省における民間活用の状況

4.1.1 公的統計調査における府省別の契約状況

当委員会では公的統計の市場規模を明確にするため、各府省のホームページに掲載されている調達情報又は公共調達の適正化に基づく競争入札に係る情報の公表等により落札情報を入手し、公的統計調査業務における府省別の契約状況を取りまとめている（表 4-1-1 を参照）。2024 年度、府省全体における公的統計調査業務の契約金額は 158.5 億円(84 本)となっており、直近 5 年間では最も多い金額となっている。府省別の契約金額では、総務省が最も多く 111.0 億円(11 本)、次いで経済産業省の 18.2 億円(11 本)、厚生労働省の 9.7 億円(18 本)、国土交通省の 8.2 億円(13 本)と続く。

表 4-1-1 公的統計調査業務の府省別の契約状況

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
内閣府	契約金額	6.8	2.1	2.4	3.4	4.8
	(2020年度比)	—	(-4.8)	(-4.5)	(-3.4)	(-2.0)
	契約本数	9	7	8	9	9
	(2020年度比)	—	(-2)	(-1)	(0)	(0)
総務省	契約金額	53.8	39.9	45.7	47.8	111.0
	(2020年度比)	—	(-13.9)	(-8.1)	(-6.0)	(+57.2)
	契約本数	9	11	12	9	11
	(2020年度比)	—	(+2)	(+3)	(0)	(+2)
財務省	契約金額	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	(2020年度比)	—	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	契約本数	1	1	1	1	1
	(2020年度比)	—	(0)	(0)	(0)	(0)
文部科学省	契約金額	0.2	0.1	0.3	0.2	0.3
	(2020年度比)	—	(-0.1)	(+0.1)	(0.0)	(+0.1)
	契約本数	2	1	2	3	2
	(2020年度比)	—	(-1)	(0)	(+1)	(0)
厚生労働省	契約金額	4.5	9.0	8.7	12.5	9.7
	(2020年度比)	—	(+4.5)	(+4.2)	(+8.0)	(+5.2)
	契約本数	14	23	18	19	18
	(2020年度比)	—	(+9)	(+4)	(+5)	(+4)
農林水産省	契約金額	3.1	3.8	3.6	4.7	4.6
	(2020年度比)	—	(+0.7)	(+0.5)	(+1.6)	(+1.5)
	契約本数	10	14	13	17	15
	(2020年度比)	—	(+4)	(+3)	(+7)	(+5)
経済産業省	契約金額	19.5	18.7	17.2	17.7	18.2
	(2020年度比)	—	(-0.9)	(-2.3)	(-1.9)	(-1.3)
	契約本数	22	19	15	12	11
	(2020年度比)	—	(-3)	(-7)	(-10)	(-11)
国土交通省	契約金額	7.8	7.4	6.9	15.6	8.2
	(2020年度比)	—	(-0.4)	(-0.9)	(+7.8)	(+0.4)
	契約本数	11	11	12	14	13
	(2020年度比)	—	(0)	(+1)	(+3)	(+2)
環境省	契約金額	0.1	0.2	0.1	1.3	1.2
	(2020年度比)	—	(+0.1)	(0.0)	(+1.2)	(+1.0)
	契約本数	2	3	2	3	4
	(2020年度比)	—	(+1)	(0)	(+1)	(+2)
法務省	契約金額	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0
	(2020年度比)	—	(0.0)	(0.0)	(+0.3)	(0.0)
	契約本数	0	0	0	1	0
	(2020年度比)	—	(0)	(0)	(+1)	(0)
合計	契約金額	96.3	81.6	85.4	103.9	158.5
	(2020年度比)	—	(-14.8)	(-10.9)	(+7.6)	(+62.2)
	経済センサスを除く	78.8	60.6	85.0	103.9	104.0
	(2020年度比)	—	(-18.2)	(+6.2)	(+25.1)	(+25.2)
	契約本数	80	90	83	88	84
	(2020年度比)	—	(+10)	(+3)	(+8)	(+4)

注 1 表中の単位は契約金額：億円、契約本数：本となっている。

注 2 契約金額は府省より公表されたものを使用しており、消費税増税後の契約変更等は反映していない。

注 3 複数年契約は契約金額を契約年数で除した金額又は実際の単年度契約金額を計上している。

注 4 契約金額は小数点第 2 位を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

4.1.2 公的統計調査業務の委託先別の契約状況

公的統計調査業務の委託先別の契約状況では、一貫して J M R A 会員社の契約金額が最も高くなっている。委託先別の平均単価については、J M R A 会員社が 3.1 億円と昨年同様最も高く、シンクタンクが 1.1 億円と続く。その他民間を見ると、2024 年は 0.3 億円となっている。契約本数に関しては、2020 年度から 2024 年度にかけて 80 本～90 本の間を推移している。

表 4-1-2 公的統計調査業務の委託先別の契約状況

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
J M R A	契約金額	61.1	50.1	76.4	81.7	146.3
	契約本数	39	48	45	47	47
	平均単価	1.6	1.0	1.7	1.7	3.1
シ ク タ ク	契約金額	25.3	20.5	2.0	5.4	2.2
	契約本数	6	4	2	4	2
	平均単価	4.2	5.1	1.0	1.4	1.1
そ の 他 民 間	契約金額	9.4	10.4	6.4	16.1	9.4
	契約本数	29	34	30	33	31
	平均単価	0.3	0.3	0.2	0.5	0.3
団 体	契約金額	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7
	契約本数	6	4	6	4	4
	平均単価	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2
合 計	契約金額	96.3	81.6	85.4	103.9	158.5
	契約本数	80	90	83	88	84
	平均単価	1.2	0.9	1.0	1.2	1.9

注 1 表中の契約金額は単位：億円、契約本数は単位：本となっている。

注 2 契約金額は府省より公表されたものを使用しており、消費税増税後の契約変更は考慮していない。

注 3 複数年契約は契約金額を契約年数で除した金額又は実際の単年度契約金額を計上している。

注 4 契約金額は小数点第 2 位を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

4.1.3 公共サービス改革法が適用されている公的統計調査業務の契約状況

公共サービス改革法（以下、「公サ法」という）案件の契約金額は 10.0 億円（7 本）となっている。委託先別では、J M R A 会員社が契約金額 7.4 億円（5 本）と最も高く 74.6% のシェアを占めている。公サ法が適用されている案件の契約本数が 2021 年度以降に減少していることも影響し、その他民間のシェアが 2021 年度を境に増加する形となった。

表 4-1-3 公サ法が適用されている公的統計調査業務の委託先別の契約状況

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
J M R A	契約金額	6.8	4.9	5.7	5.3	7.4
	契約本数	11	5	7	6	5
シ ン ク タ ン ク	契約金額	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	契約本数	1	0	0	0	0
そ の 他 民 間	契約金額	1.9	3.2	2.7	3.0	2.5
	契約本数	4	5	3	3	2
団 体	契約金額	0.3	0.4	0.4	0.4	0.0
	契約本数	2	2	2	2	0
合 計	契約金額	11.7	8.5	8.7	8.6	10.0
	契約本数	18	12	12	11	7

注 1 表中の契約金額は単位：億円、契約本数は単位：本となっている。

注 2 契約金額は府省より公表されたものを使用しており、消費税増税後の契約変更は考慮していない。

注 3 複数年契約は契約金額を契約年数で除した金額又は実際の単年度契約金額を計上している。

注 4 契約金額は小数点第 2 位を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

4.2 J M R A会員社における資格保有の状況

4.2.1 民間調査会社の I S O 20252 の認証取得状況

I S O 20252 は、2019 年 2 月に第 3 版への改定で認証範囲が拡大し、同年 10 月に J I S 化されたことで、国内では J I S Y 20252 としての認証に切り替わった。2025 年 3 月末時点での認証取得社数は 10 社となっており、2024 年 3 月の時点から増減はない。

公的統計調査業務の民間委託がより一層拡大していく中で、受け皿となる民間調査会社に求められるのは正確なデータを提供することであり、市場・世論・社会調査及びデータ分析サービスの国際標準である J I S Y 20252 の必要性が一層高まるものと考えられる。当委員会では、J I S Y 20252 の普及促進活動を担っている I S O / T C 225 国内委員会兼マーケティング・リサーチ規格認証協議会と歩調を合わせ、J M R A 内外に対して J I S Y 20252 の取得メリットを伝えるとともに、認証取得社数の拡大に寄与していく所存である。

4.2.2 J M R A会員社における社員の資格保有状況

J M R A会員社における統計の専門知識を有する人材の確保状況を把握するため、会員社インフラ調査にて日本統計学会の「専門統計調査士」「統計調査士」、社会調査協会の「専門社会調査士」「社会調査士」の資格保有状況を調査している。2024 年の結果をみると（資料編：「調査インフラ等に関する実態調査」15 頁の表を参照）、専門統計調査士の資格保有者が 302 人（回答社 22 社）、統計調査士が 393 人（同 23 社）、専門社会調査士が 42 人（同 10 社）、社会調査士が 63 人（同 11 社）となっている。統計調査における民間事業者の積極的な活用が推進されている状況の中、受け皿となる民間調査会社では統計調査の実務に必要な知識を持った人材を十分に確保しておくことが重要だと考えている。

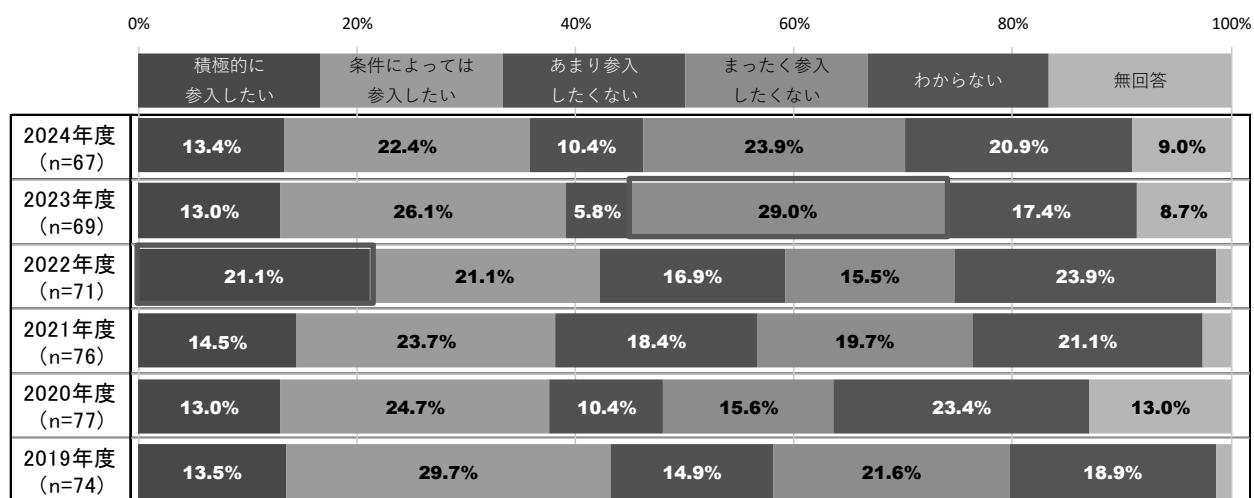
J M R A では、2014 年度以降、会員社向けに「専門統計調査士」「統計調査士」の資格取得に向けた受験対策講座を実施してきたが、コロナ禍の影響もあり、2020 年度以降、集合型の対策講座は中止となっている。

2022年より、「専門統計調査士」「統計調査士」の試験が紙媒体を利用した従来の試験からC B T (Computer Based Testing)方式に移行されたこともあり、今後、統計人材の育成に向けて新たな取り組みを検討していく。

4.3 会員社インフラ調査からみる府省調査業務への参入意向の変化

4.3.1 府省からの委託業務への参入意向の変化

J M R A 正会員者を対象として実施している会員社インフラ調査では、府省業務への参入意向を毎回聴取している。以下のグラフは、これまでの会員社インフラ調査の結果から、過去6年間の府省調査業務への参入意向の結果をまとめたものである。



これまでの結果を経年比較してみえてきた特徴について述べる。2022年度をみると「積極的に参入したい」が21.1%と過去6年間の中で最も高い結果であった。しかしながら、翌年23年度の「積極的に参入したい」は13.0%であり、21年度以前の水準に戻っている。また、23年度の「まったく参入したくない」は29.0%と過去の水準を上回る結果となっており、22年度と23年度で参入意向に変化が生じた様子がうかがえる。

2022年度に府省調査業務への参入意向をもつ会員社が増加した背景には、2020年から始まった新型コロナウイルス感染症による調査需要減少の影響があるのではないかと考えられる。コロナ禍では対面での調査が難しくなり、会場調査等のオンライン調査が中止・延期になるケースが多く発生していた。それによる売り上げの減少、調査インフラの余剰等の発生といった背景もあり、民間企業からの調査発注数減少を補う策として、府省の調査業務への参入を試みる社が増えたのではないだろうか。なお、オンラインの定性調査も減少したものの、代替方法としてのオンラインインタビューが普及していったため、こちらの影響は少ないと推察される。

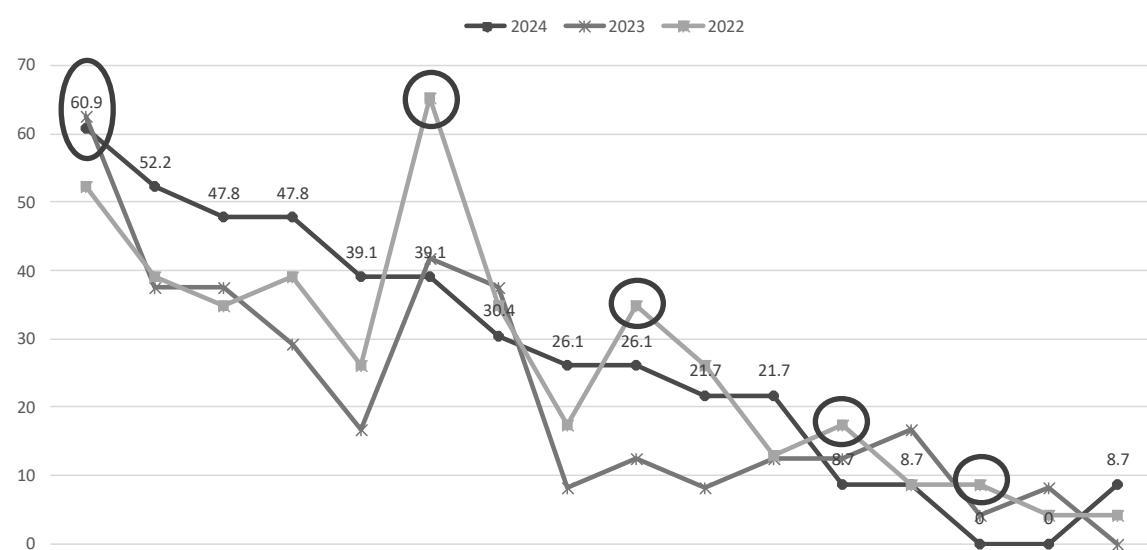
コロナ禍は2020年に始まっているが、府省の入札業務に参加するためには全省庁統一資格の取得が必要であり、一定の情報収集期間等も必要であったと考えられる。そのような要因によって、2021年度ではなく2022年度の調査結果で参入意向の増加がみられたのではないだろうか。インターネット上で公開されていた情報によると、全省庁統一資格の取得社は22年度時点では38社だったが、23年度には48社であり、22年から23年にかけて取得社が10社増加している。

4.3.2 府省からの委託業務に参入したくない理由

会員社インフラ調査では、府省業務への参入意向の設問において「あまり参入したくない」「まったく参入したくない」と答えた会員社に対して、その理由を聴取している。以下のグラフは、2022年度以降の府省調査業務に参入したくないと考える理由の結果をまとめたものである。グラフは2022年度から2024年度までの「府省調査業務に参入したくない理由」の結果を2024年度のスコアが高い項目順に並び替えている。

(2024:n=23, 2023:n=24, 2022:n=23)「参入したくない」回答者ベース

参入したくない理由（3か年比較）



採算が合わない	自社の得意な技術や経験が活かされない	作業員の不足	事務が煩雑	見積り分にあたつての情報が不足する	自社内的人的資源が足らない	対応能力のある人材の不足	継続しない受託で終わり	1回の受託で終わり	いき、取得をしていない	全省統一資格が資格に満たない	委託精算へ精算業務の煩雑さ	調査の規模が大きすぎるから	応札手続きがわからない	足りない専門性が要求されるから	資金が不足するまでに時間がかかり	高い専門性が要求されるから	その他
---------	--------------------	--------	-------	-------------------	---------------	--------------	-------------	-----------	-------------	----------------	---------------	---------------	-------------	-----------------	------------------	---------------	-----

24年度、23年度は「採算が合わない」を理由にあげる会員社が最も多く、それぞれ6割を超えており、一方で、22年度に関しては「自社内的人的資源が足らない」と回答する会員社が最も多く、「採算が合わない」はそれに次いで2番目という結果であった。また、22年度は「全省統一資格が資格に満たない、取得をしていない」「応札手続きがわからない」「資金が不足する」といった理由が、23年度、24年度を上回っている。

23年度以降で「採算が合わない」がトップに戻っていることや、24年度に「自社の得意な技術や経験が活かされない」「作業員の不足」「事務が煩雑」など、多くの項目でス

コアが上昇していることから、コロナ禍を機に入札に参加した社や、入札参加を検討したが参入が難しいと感じて断念した社が増えたのではないかということも考えられる。

4.3.3 府省からの委託業務参入に向けた対応策

会員社インフラ調査では、参入したくない理由だけでなく、参入意向のある会員社に対してはそのために考えている対応策を尋ねている。以下のグラフは、2024年度の調査で府省からの委託業務に対して「積極的に参入したい」「条件によっては参入したい」と回答した会員社が、そのために考えている対応策として回答した結果の上位5つを並べたものである。グラフは同じ項目の2022年度、2023年度の結果も合わせて掲載し、2024年度に回答比率が高かった項目を降順に並び替えている。



過去3年間いずれも「業務委託先の拡充」が最も高いことに加え、「同業他社との連携（再委託）」「異業種との連携（再委託）」のスコアが増加傾向となっている。経年比較を通してみえる特徴として、他社との連携を意識している社が増加していることが考えられるだろう。

4.3.4 結果を踏まえて

府省入札業務への参入意向はコロナ禍を機に一時的に増加を見せたものの、その後は以前の水準に戻っている。おそらく、これまで入札に参加していた企業が継続的に入札に参入意向を示す流れに戻ってしまったのではないかと考えられる。また、参入したくない理由についても、「人的資源が足らない」ではなく、「採算が合わない」が最も大きな理由に戻っている。

当委員会としては、「採算が合わない」と感じるイメージが参入に対する大きな障壁になっていると考えており、より実態に合う情報の提供に取り組んでいく必要があると感じている。現在取り組みを行っているガイドラインに基づいた仕様書チェックの実施や相談窓口の設置の他にも、府省入札業務へ参加することの魅力を伝えていきたい。

会員社が参入に向けて取り組んでいることは、過去3年間にわたり「業務委託先の拡充」が最も高い結果を示しており、同業他社や異業種との連携を意識する企業は増えていると予想される。この流れを考慮し、ジョイントベンチャーでの入札に関する情報等を府省側から入札参加見込みのある社に提供するように呼び掛けるなど、府省側からメッセージを伝えていただくことが有効ではないかと考えている。

また、このような新しい形での受託を見据え、より柔軟な受託の流れの検討や、新しい取り組みに対しては予算追加も視野に入れた入札価格の見直しを実施する等、入札参加社の増加につながるアイデアについて府省内でも検討をしてもらえるように働きかけをしていく所存である。